

# 総合社会福祉研究

## ◆特集◆

### 【シンポジウム】

ケアを社会の柱に！平和を社会の基礎に！  
～いまこそ、世代も分野も超えて～

深水 高雪、濱田 康作、久納 満喜、竹端 寛

### 【基調講演】

ケアを中心とした社会への転換  
—男性中心主義や生産性至上主義を問い直す—

竹端 寛

## ◆海外情報◆

フランスの子育て在宅支援を担う人材とその育成

安發 明子

## ◆時事評論◆

自動車保有をみとめる司法判断が持つ意義  
～鈴鹿市自動車保有禁止事例から～

芦葉 甫

障害者権利条約の総括所見をどう読むか

佐藤 久夫

## ◆書評◆

『「健康で文化的な生活」をすべての人に——憲法 25 条の探求』  
浜岡 政好、唐鎌 直義、河合 克義 編著（自治体研究社 2022 年）

朴 仁淑



# 総合社会福祉研究

第53号

## 目次

### ◆特集◆

#### 【シンポジウム】

ケアを社会の柱に！平和を社会の基礎に！

～いまこそ、世代も分野も超えて～…………… 深水 高雪、濱田 康作、久納 満喜、竹端 寛 1

#### 【基調講演】

ケアを中心とした社会への転換

—男性中心主義や生産性至上主義を問い直す—…………… 竹端 寛 13

### ◆海外情報◆

フランスの子育て在宅支援を担う人材とその育成…………… 安發 明子 22

### ◆時事評論◆

自動車保有をみとめる司法判断が持つ意義

～鈴鹿市自動車保有禁止事例から～…………… 芦葉 甫 32

障害者権利条約の総括所見をどう読むか…………… 佐藤 久夫 41

### ◆書評◆

『「健康で文化的な生活」をすべての人に——憲法25条の探求』

浜岡 政好、唐鎌 直義、河合 克義 編著（自治体研究社 2022年）…………… 朴 仁淑 45

投稿規定

編集後記

## 【シンポジウム】

ケアを社会の柱に！平和を社会の基礎に！  
～いまこそ、世代も分野も超えて～参加者／深水 高雪、濱田 康作、久納 満喜、竹端 寛  
進行／伊藤 文人

## 開会の挨拶（石倉康次）

コロナ禍、ウクライナ戦争、またその影響を受けた物価高、秋には高齢者医療負担率の倍増等、私たちの暮らしと福祉の現場における課題は過密さを増しています。庶民生活にはかつてない厳しさが押し寄せてこようとしています。こうした状況のなかで当然なされるべき臨時国会の開会は、わずか3日で閉じられました。厳しい国民の生活実態に政府は目を向けない、民主主義の蹂躪とも言うべき状態が続いています。

安倍元首相の死去により、モリカケ問題の解明の機会は文字通り葬られてしまいました。しかしその後、検察は、オリンピック利権に関わった電通や、AOKI、パソナなどにメスを入れ、また、商業連合と政界とのかなりの部分までの汚染をされていた実態が明らかにされつつあります。

安倍氏の死去によって、蓋をされていた事柄が、いきなり開いたような気がします。それはまた現在の統治の危機を表しているとも思えます。今回の様々な不祥事の蓋が開いたことについては、国民の力によってもたらされたことでは残念ながらもたげです。私たちが問題にしなければいけないのは、国民の暮らしと福祉の危機の実態かと思えます。

そんななかでこうした実態を明らかにし、また実践を交流し合う、そうした集会としてぜひ、今日明日のこの二日間の研究交流集会を成功させていただきたいと思えます。みなさんの積極的な参加をお願

いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 今大会のねらい（長友薫薫）

今集会の実行委員長を務めております、佛教大学の長友です。コロナ禍で大変ななか、実行委員のみなさんと共に、準備を進めてきました。ぜひみなさんの協力も得ながら、より良い集会にしたいと思います。今、石倉理事長からお話があったように、政治情勢等も含めて様々な情勢があるなかで、今回、集会のテーマにあげさせていただいた「ケアを社会の柱に！平和を社会の基礎に！」をみなさんと共有して考えていきたいと思っています。みなさんの知恵や工夫を結集する場となればと思っています。

集会のテーマ設定ですが、やはりケアを基調とする社会を構築していきたい、みなさんと考えていきたい。また、ウクライナ情勢を鑑みても、平和があって初めて生存権や健康権が保障されるという平和的生存権を改めて考える契機にもなるのではないかと思います。ケアを社会の柱にするためにも、平和を社会の基礎にしなければならないことを改めてみなさんと考えます。

第二幕のほうでは、後ほどまた、ウクライナから避難されてこられた方々のお話にも学びながら、みなさんと共有して考えていきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

**伊藤** シンポジウムの進行を務めます伊藤です。まずはじめに本シンポジウムの狙いについて、みなさんと共有したいと思います。

このシンポジウムは「福祉職場の社会的評価を高めるにはどのような視点認識方法などを踏まえればよいのか」「現代社会への批判的なまなざしから、みなさんと共に考える機会にしたい」という狙いを持っています。そこでシンポジウムでは、まず福祉現場の大変さ、やりがいについて、各シンポジストからご報告いただきます。報告を聞いてみなさんに考えていただきたいことですが、私たちの福祉の職場がある意味では混乱し、大変になっているということはみなさん誰しもご承知のことと思います。ただ、なぜここまで大変な状況に追い込まれているのか。それを我々に強いているものは一体何なのか。社会のどんな仕組みのなかでそうなっているのか、をぜひ考えていただきたいと思います。

わたしたちの実践そのものの内実を捉えることを通して、実はそれは日本社会の姿そのものを、もう一度そこから捉え、どうして私たちはこれほど大変な世の中で生きているのかを考える契機になると考えます。そこには必ずその社会の我々をそうさせている社会の仕組みがあるということだと思えます。シンポジウムでこうしたことを議論できればと思います。

ではさっそく、児童保育の分野からお話いただきたいと思います。かわらまち夜間保育所の深水さんからお願いいたします。

### 社会福祉法人池内福祉会 かわらまち夜間保育園

\*深水 高雪さん

#### 夜間保育園の実践

かわらまち夜間保育園の園長しております深水と申します。最初に、私が勤めているかわらまち夜間保育園ですが、愛知県の名古屋市にあります。もともとは1964年に共同保育所としてスタートしたの

が始まりで、認可されて認可園になったのが1989年です。認可園になった頃は、全国的にも夜間保育園は珍しかったと思います。

かわらまち保育園は、朝の7時から深夜の1時まで開所しています。それですとやってきましたが、職員のローテーション勤務等の運営面は大変です。2011年には名古屋市から、併設園という提案を受けまして、昼間園が50名定員で朝の7時からで、延長で24時までやっている昼間の保育園と、定員30名で11時から深夜1時までの夜間園が、一つの保育園の中に二つ入っているというかたちになりました。なので、昼間園、夜間園ともにそれぞれの園長がいます。わたしは夜間園の園長で、主任も一人ずつおります。一応、夜間園が11時開所ですが、11時以前から登園する方もいるので、11時より前のところは朝の延長保育を設定し、昼間園と連携しながらお子さんの受け入れを行っています。

実際には、夜間園所属ですが、朝9時台からもう来ているお子さんもいますし、午後から登園の子どももいます。12時を過ぎるとかなり揃うかな、という感じで、午後4時から6時の間に主活動を設定して、その後、7時ぐらいに夕食を食べてお風呂に入って、お迎えが9時半以降になる子は、もう保育園で寝る、という生活ですね。寝ている間にお母さんやお父さんが迎えにきて、朝起きたらおうちに帰っている状況になります。保育園で寝ていたはずなのに起きたら家に着いているので、「魔法で帰ったんだね」という言い方をした子どももいました。

どんな家庭が利用しているかというと、本当に多様で、飲食業、自営業の方も多いですが、他にも医療関係、美容師、マスコミ関係の方、最近多いのが塾講師です。家庭状況も様々で、いわゆるひとり親家庭は一定数はいますが、大多数ということではありません。夜間園は、全国的に見ると貧困家庭の比率は高いですが、かわらまち保育園に関してはそれほど多いわけではないです。共通するのは、どの家庭も仕事と子育ての両立のために、夜間保育を必要としているということです。

夜間保育園のことは名前は知っているけれども、

具体的にどんなことをしているのかを知っておられる方は多くないと思います。多いときで86か所あった時期があります。今はずいぶん目減りをして、令和3年度だと全国で認可園としては75か所になりました。その代わり、反比例するように多いのが、ベビーホテルや無認可保育所です。そういったところが受け皿になっています。

夜間保育園が減ったのは、新型コロナの影響も大きかったと思います。職員は深夜勤務を含めた時差勤務をしながら、日々保育にあたっています。

### 現実を認識することで自身の転換がはかれた

20数年前は、男性保育士を雇ってくれるところは限られており、たどり着いたのがかわらまち夜間保育園でした。働き始めると、なんだか漫画のようなところに来ちゃったな、と当時よく思っていたものでした。深夜1時を過ぎても迎えにくる気配が全然ない家庭があたり前にあったり、何時にお迎えに来るのか、その日の予定がわからない家庭だったり、20年も前なので世の中の状況も違いましたが、本当にすごいところに来たな、と思いました。

そのころ私は、堅い性格で、物事はこうでないといけない、といったタイプでした。先輩の保育士たちは、器が広い人たちが揃っていて、先輩たちと自分の感覚のギャップにも若い時はすごく悩みました。不安定な生活リズムの子どもがいて、本当に見通しが持ちづらい、その日暮らしのような子どもたちの姿を見ていると、どうしても家庭に原因を求めてしまいがちでした。「なんでこんな生活しているの?」「もう少しなんとかならないの?」と、すごく悩みました。

そんなときに、かわらまち保育園のOBの方たちが近くに学童保育所を立ち上げる話が出ました。保育園を卒園して小学生になったとしても夜間の必要がなくなるわけではないので、学童保育所でも夜間保育をやらうとなり、会議が持たれることになりました。運営委員長をやっていたお父さんが会議で、「ひとつだけお願いしたいのは、『夜間までの学童保育は子どもにとってはどうなのか』という議論は、

この場ではなしにしてください。私たちはそういう議論をしたところで、それによっては救われない家庭が集まっています。なので、なんとか家庭や仕事を成り立たせていくために、みなさんのお力を貸してください」ということを言われました。それを聞いた時に、頭の中だけで考えていたことが、ふっ飛ばされました。

自分の働いているところは、そうした現実を背負っている家庭に寄り添いながら、よりよい実践が求められてい場所なのだ気づき、それでずいぶん自分の意識が変わったように思います。当時20歳半ばぐらいでしたが、20何年生きてきたなかで、自分自身の価値観みたいなものを崩していくのが難しく、最初は「それって保育園がやるべきことなの?」とっていて、自分は夜間保育園の職員だよな、とか、福祉従事者だというフィルターも通して、今だと、園長としてはどうなのか、法人にとってもどうなのか、などいろいろフィルターを通すと、最初の自分の感覚とはまた違った結論がでてきます。日々、葛藤しながらですが、いろんなことを受け入れながらやっていかなきゃいけないと思っています。

### 夜間保育園の子どもたち

夜間保育園というと、やっぱり世間的には、まだまだ認知度が低い。保護者の方でも、なかにはちょっと後ろめたさを感じながら、夜間保育園に預けている方もいます。必要とされる施設だからこそ、社会のなかでちゃんと認められたい。少ないながらも、ちゃんとしたニーズがあり、それに応える施設が必要だと感じています。

一般的な保育園との違いは、養護的な側面が大きいことだと思います。よく子どもたちが背負っているものが大きい、みたいな言い方をします。でも、背負っている中身は、今だと昼間の保育園の家庭も同じようなものを背負って来ています。ただ、違いというと、夜間保育の子どもたちは、家庭でいろいろあって本当はこうしたいという思いを背負いながら保育園に来ます。するとその子は、保育園で一日



過ごすので、保育園の中でそこを消化していかなければなりません。それが夜間保育園の子どもたちの特徴としてあります。なので、保育園が、のびのびと、ありのまま自分を出せる場であり、子どもの主体性を大事にすることは、夜間保育の子どもたちにとってすごく必要なことです。ですが、主体性を追求すればするほど、実は保育園の中で、子どもたちが自分で決められることはすごく少ないのではないかなと感じます。

たとえば、「今日は寝るのは嫌だ、早くお迎えに来てほしい」と言って泣く子がいたりしますが、だからと言ってあなたの希望だからその通りにするね、ということにはやっぱりならない。もっと言えば、この保育園に来ること自体も、子どもが選んだことではありません。そういったなかで、夜間保育園に通って来ている子どもたちは、私たちがどう受け取るか、また保護者の思いを、どういうふうに私たちがキャッチできるかということも、すごく大きいと思っています。

先ほども少し触れましたが、現場にいると子どもの姿が主眼になってしまいます。たとえば今、保育園に在籍している子のなかには、遅い時間にぐったりしながら登園してきて、夜はすごく元気になって寝ない子がいて、どうしてかな、と思っていました。懇談会のときにお母さんの話を聞いてみると、実は子どもが低血糖だったことが病院に行ってわかった、だから血糖値が上がったり、下がったりすることによって、元気がなくなったり、興奮状態になったりだとか、夜中もちょっと一回糖分補給をしないとバランスがおかしくなるということがわかってきた、と話されました。お母さんたち自身も今の生活ではいいとは思っておらず、小学校に通う頃までには、少しずつ朝型の生活ができるようにしてやりたい、そういうことを考えていることが懇談をしたなかでわかってきました。やはり、家庭の思いをしっかり聞いてみることは大事だと、改めて思いました。

### 子どもと保護者によりそう支援

夜間保育園の子どもたちは、生活の主体がほぼ保

育園なので、私たちも親みたいな目線になってしまいます。ですが、どういう生き方をしたいかというお父さん、お母さんたちの思いが全部詰まったなかで、子育てを一緒にやっています。お父さん、お母さんの思いをどれだけ知って、ちゃんと尊重しつつ、でもやっぱり伝えなくてはいけないところは伝えながら一緒に葛藤をしていく、どうやって子育てを一緒にやっていくかがすごく求められていると思います。

ですが、いくら保育園が生活の主体の場になっていても、卒園した後も将来にわたって一緒に生きていくのは保護者です。私たちはその保護者と一緒に何ができるのか、どういうふうに寄り添っていけば支援になるのか日々考えながら保育しています。形も答えもないことなので、実はすごく高度なことを一つひとつやっているのではないかなと思います。専門性もすごく要求されます。私たちがやっていることは、家庭を確実に支えていると思っています。足りないところもいっぱいありますが、自信を持って、泥臭く毎日やるなかで、福祉をよりよくしていく一助になればなという思いです。

**伊藤** ありがとうございます。では、引き続きさくらんぼの会の濱田康作さんから障害分野についてのお話をお願いします。

### 福祉保育労働組合 さくらんぼの会分会

\* 濱田 康作

### 支援をする上で大切にしている3つのこと

名古屋市の中川区にある社会福祉法人さくらんぼの会という障害者の施設で働いています。私は2003年に入職して、今年で20年目に入ります。私が入った当時はまだ社会福祉法人ではなく、無認可の小規模作業所でした。社会福祉法人になったのは2004年の11月からです。最初は通所の作業所での勤務を経て、ヘルパーで余暇の支援をして、グループホームでの泊まり、他には事務部門を経て、2012年度

から相談支援専門員として相談支援の現場に配属されています。

相談支援をしていくなかで大事にしていること、現場のなかでの実践目標というものを掲げて、業務にあたっています。3つあって、1つ目は、どの分野でもそうですが、本人の願いを大事にしていくということです。家族や関係者の願いももちろんそうですが、まずは本人を大事にしていくということです。他にも、本人が気づいてない、あまり認識していない部分もあると思います。そうした思いを言葉や見えるかたちにしていくということも僕ら支援者としては大事なことかなと思っています。2つ目は、本人の望む暮らしの実現のために、いろいろな機関とつながることが大事、ということです。自分ひとりだけでの支援はなかなか難しいので、いろんな専門の機関とつながりながら本人を支えていくということが大事だと思います。今でもわからないことばかりなので、日々勉強と思っています。3つ目が、地域社会をより良く変えていく運動の視点が大事だということです。今のさまざまな制度のなかでは不十分な部分や矛盾があります。そういった矛盾を越えていく、本人の問題や、自分が頑張ればいだけ、ではなく、地域や社会の問題にして捉えて返していくことが大事だと思います。こうした3つの目標を掲げながら、支援をしています。

### その人の暮らしをどう支えるのか

私が働いている相談支援の現状を報告します。私の事業所では2名の相談員で、128名の方を支援しています。さくらんぼの通所の施設もありますが、そのうちの73人は、施設に通所していない、地域で暮らす障害のある方の支援です。計画相談支援が始まってからは、特に精神障害のある方の割合が増えてきていると感じています。そのなかでも、いろいろな問題が絡んでいて、家族のなかに高齢の方がいたり、子ども自身も障害があったり、虐待ケースなど、いろいろな問題があります。だからこそ、自分たちだけではなく、いろいろな専門機関との関わりを作りながら、支援していかないとその人の暮らし

が支えられないと思っています。

相談支援では、主にサービス利用計画の作成で、サービスを実施していくために計画を作り、その人がサービスを使えるように手続きをすることが主な仕事です。128名の方の支援をするなかでは、月によってはサービス計画を作る件数がすごく多い月もあります。サービスを途切れさせないようにするために、とにかくまずは書類を作ることを優先せざるを得ないということも時にはあります。本来なら、一人ひとり、時間をとって話を聞いて、向き合っていくべきと思いますが、日によっては、早めに切り上げざるを得ないこともあります。他にも計画を作るだけではなく、サービスそのものを探してくる。サービスを使いたいけれども、事業所がなかなか見つからないとか、自宅にヘルパーが来てほしいけれど、ヘルパーがなかなか見つからないという、人不足の状況も各事業所ではあるということ、相談支援をやっていると感じるところです。そうしたなかで、仕事だけをしていても、良い仕事はできないなということ、今、感じています。

### みんなの「そうだよ」を共有する労働組合の役割

また、労働組合でも活動をしています。日々の業務や自分自身の働き方について、もう少しこうできたらいいのに、ということ、職場の中で共有できることが労働組合のいいところだと思います。職場だけではなく、組合に加入している他の障害職場の方との交流で「あなたの職場にはこんなことがあるんだね。それ、いいね」ということも共有できるところがいいと思います。この仕事を長く続けていくために、どこをどうしていったらいいのかを、仕事以外のところで考えられる場だと思います。なかなか仕事自体が忙しくて、活動が進まない、本当にゆっくりにした歩みの時もありますが、粘り強くやっていけるといいなと思っています。自分が思っている悩みや、これってどうなのかな？ということが、自分だけかな、自分のわがままなのかなと思ってしまふことがどうしてもあるけれど、実はそうでないこともあります。まずは、そういったことを話す



ころから始めていけるといいのかなということ。そうすることで、「私も思っていたんだよ」ということを出せる。それは労働組合としても大事な役割の一つではないのかなと思っています。自分が話すだけでなく、相手が言ったことについても、「自分に関係ない」ということではなく、相手の立場に立ってみて、どうなのか考えるということも大事なかなと思います。そういった仕事と組合の活動、両方やりながら自分自身がこの仕事をより良くやっていけるように、これからも頑張っていきたいかなと思っています。

**伊藤** ありがとうございます。今度は高齢者分野から、久納さんお願いいたします。

## 名古屋キリスト教社会館

\*久納 満喜

### 保育分野から高齢分野への異動で見えてきたこと

名古屋キリスト教社会館の高齢部で責任者をしています久納と言います。よろしくお願ひします。介護分野の「ケア・労働とは」というテーマをいただいたので、少し話すことを考えてきました。

働き始めて今年で38年になりますが、その間の26年間は保育士として社会館の保育園で働いていました。その後の11年は、高齢事業所に部署が変わって介護士になり、今は高齢事業所の責任者をしています。保育士の頃は、法人内の介護分野であってもなかなか興味は持っていませんでした。組合と一緒に活動をしていても、あまり理解しようとしていなかったと思います。しかし、縁あって、高齢事業所に異動したことで、ずいぶんと視野が広がり、豊かにさせてもらったと感謝しています。一番良かったこととしては、人間は、いくつになっても変わることができる、身体は不自由になっても心は豊かになれるし、発達する、ということに確信が持てるようになったことです。保育士の頃は、子どもの発達については熱心に興味をもってやっていた

が、大人になってしまったら価値観を変えるのはなかなか難しいとか、子どもは柔軟だけど、大人は変わらないと感じて、よく行き詰まる思いをしたことがありました。高齢事業所で出会った利用者さんとの関わりを通して、私の考えも変わってきたので、そのことを今日はお話しさせていただこうと思います。

### Iさんをとおして気づいた支援の大切さ

Iさんという70代の男性の方ですが、車椅子で市営住宅にお住まいでした。いろんな事業所とトラブルを起こしては、利用を断られ、社会館のデイサービスを利用されるようになりました。初めての利用の時から、若い女性職員に入浴介助をさせろ、と言われて、お断りをすると怒鳴り、恫喝されるという状況でした。当時、20歳代の女性職員2人がターゲットで、呼びつけられますが、動揺することもなく、男性職員に代わって、毎日やっていました。職員で対応を統一して、ご指名は受けられません、と対応していました。毎回終礼のなかで、いろんな対応を話し合いながら、できないことはお断りするけれども、できるところでは、Iさんの思いをいっぱい受け止めていこうという話し合いをずっと重ねてきました。カラオケがすごく得意で、すごくいい声で歌われるので、みんなで感動して、本当に上手だねと言って拍手したり、そのような対応をしていくなかで、入浴時のいざこざが続きながらも、デイサービスを楽しまれるように変わっていかれました。

北海道の出身で、愛知県に来て工場で働いておられました。事故に遭ってから下半身が効かなくなって車椅子になったとか、仕事がなくなって奥さんとも離婚した、というように、自分のこともポツポツと話をしてくださるようになりました。冬にみんなで鍋を囲もうという取り組みもしていました。どんな鍋がいいですかと聞いた時に、「鮭の入った北海道の鍋が食べたい」と言われたので、それを用意して、召し上がっていただいた時は大変喜ばれました。その頃には、関係性もできてきていたので、若い女性職員を呼びつけるとことはなくなっていき

ました。デイサービスが終わって、ご自宅に帰る時に「ちょっと手を握らせてくれませんか」って言われるので「いいですよ。はいどうぞ」と手を握っていただき、そういうなかで、やっぱりこの人の人恋しさや寂しさがとても伝わってきて、心から「待っているからね」「迎えに行きますから、元気に来てくださいよ」と言えるようになったと思いました。

最期はとても穏やかな方に変わられました。もともお酒で肝臓が悪かったのですが、お酒がやめられずお亡くなりになられました。最初はとても怒りっぽく、トラブルがあるような方でも、受け止められて、人として大事にされ認められていくなかで、変わっていかれた方たちと、この10年のなかで、何人も出会わせていただきました。

### よりそう支援の重要性

人の心が、すさみ、荒れていく背景には、やはり貧困問題が大きいと感じます。みなさん、穏やかになると、どこかで無理してきたことが原因で身体を崩されたり、持病が悪化して亡くなる方もおられます。そうした出会いを通して、悩みながらも、職員次第で受け止める実践を積み重ねたことで、人は本当に大事にされ認められたら、いくつになっても変わることができるということが、私たちの確信になりました。居宅事業を展開されているところから、「ちょっと困難な人だけ」と、ご紹介があっても、「大丈夫、だいたい受け止められるよね」ということで、来ていただけており、実践の自信にもなっていると思います。

介護のなかのケア労働には、こうした実践が数多くありますが、でも、やはりこうした内容はなかなか世の中には知られていなくて、介護は単に賃金が安くてキツイ、という社会的な評価のために、常に人手不足で経営困難に直面している部分を、責任者になってからは強く感じます。

国からは、介護の「効率化」や「見える化」が進められ、先述のような人とのかかわりやあたたかさ等の実践の評価はまったくなく、効率よくできることが求められています。国の対応については、モヤ

モヤを通り越して、とても怒りを感じています。

介護労働は、その人が最期まで自分らしく生きていくことを支える、とても働きがいがある、大事な仕事だと思うし、こういう方たちの長い人生のなかに関わることで、私たち自身がいっぱい、いろんなことを学ばせていただけるということで、改めて、いい仕事だと感謝しています。

**伊藤** ありがとうございます。以上で3名の方が報告されました。竹端先生、何かお気づきの点があればよろしくお願ひします。

\*\*\*\*\*

### 竹端寛さん（基調講演者）を交えての トークセッション

\*\*\*\*\*

### 枠を外れた人への対応

**竹端** 兵庫県立大学の竹端と申します。よろしくお願ひします。せっかくなので、それぞれ質問させていただきたいなと思います。まず、深水さんにお尋ねしたいのですが、さっきの久納さんの話にも出てきたと思いますが、枠を外れた人についてです。枠を外れた人に対して、「いい子」と言われる福祉従事者は、自分の枠をなかなか外すことができない。深水さんもそれが最初大変だったとおっしゃっていましたが、今、若い支援者や最近入職した方に、そういう葛藤があった時に、どんなアドバイスしておられますか。

**深水** どういうふうなアドバイスしていましたかね。保護者や子どもともそうですが、うちの職場は、職員同士に上下がないというか、近い関係とっているのもう一緒に悩んでいます。でもやっぱり答えはなくて、「こうやればいいんだよ」とか「こういうことだよ」ということでもなく、実際に自分たちが経験していくなかで、どこかで手応えがある時があり、こういうことなのかなという考え、今まさに若い子たちは実践のなかで気づいて

いっているのだと思います。なので、不十分な対応があったときには、「それはいかんだよ」という言い方にはせずに、「本当はこういうことが伝えたかったんだね」ということを、私たちも出し合います。結局は、当たって砕けるしか私たちの仕事はないのかなと感じています。実際に、経験して知っていくので、助言と言うよりは、一緒になって悩んでいるかなという感じです。

**竹端** なるほど、ありがとうございます。一緒になって悩むことはすごく大事だし、いい実践されているなと思いました。ですが、面倒くさいというか、時間がかかりますよね。それで、正直、時間を効率的に使おうと思えば、ある程度マニュアルを作ってしまう、こういう方針だからとか、あるいはこういうふうに言うべきとか、言うことを聞いてくれない人は、出入り禁止にしてしまう、モンスターペアレントだと言って、排除してしまうことだって、やろうと思えばできるし、実際やっているところもあると思います。深水さんのところは、どうもそれをされていないようですが、なぜそのようにされないのでしょうか。

**深水** 一つは、「うちじゃなきゃダメだ」という家庭が当たり前利用しているところなので、うちがそこ突っぱねてしまったらこの家庭どうするんだろう、というのがあります。あとは、何事も、排除するということが極力やめようとしています。それは保育のなかでも、職員関係でもそうですし、やっぱり、どこまでいっても、どこかでわかり合えるということでもないのかもしれませんが、私の個人の考えですが、やっぱり何事にしても、大人になっても子どもでも、すべてにおいてリスクのない状態というのはないと思います。どこかで妥協しながら、その時々を必死になってやっている課程だと捉えると、うちの職員だと、そこも愛おしいという言い方をするのかもしれませんが、でも僕は必死で受け入れているというか、自分のなかの枠を必死で外しているということが正しいのかなと思います。

**竹端** ご報告のなかでも少しお話くださいましたが、ここに来られるお子さんのご家庭は、ほとんど

枠が外れている、というのは、それはダメなやつとかたちで個人責任にする風潮はすごく多いです。ダメな家庭だ、家庭のしつけがなっていない、家族がふしだらだ、貧弱だ、という。実際のところ、深水さんは、どうも違うふうに見ておられるようですが、そのあたりはどうでしょうか？

**深水** ダメだとは思わないです。思わないし、職員もだんだんとそこを、やっぱり最初は「そんなのおかしいよ」という感情が、僕と同じようにあるけれども、年数を重ねるごとに、そこを許容していく。決していいとは思ってないですが「よくないけれども仕方ないんだよ」「この家庭はこうやらないとやっていけないんだよ」「今、必死でやっているんだよ」という受け止めを一生懸命、職員集団ですしているかなと思います。

#### 職員集団での合意をどうつくるか

**竹端** なるほど。もう一回だけ聞かせてください。支援や教育の現場で働く人は、いっぽうで、こういう支援やこういう教育が良いという「あるべき姿」を持ってしまっている。それと違う現実の人を責めたくなくなってしまうことがある。今、深水さんがおっしゃっていたように、「確かにそうは言われてくれへん、というのがわかるけど、やっぱりこっちをめざしてくれへん？ だって、おかしいんとちゃうか」と引っ張られてしまいがちなんですが、その辺の葛藤を、深水さんのところの職員集団はどんなふう乗り越えておられるのでしょうか。

**深水** 実は乗り越えている、とは全然言えなくてですね、やっぱり出てきます。職員会議でも、一見、受け入れたのかなという対応をしていますが、実は、そのなかで「本当はもっと子どもに目を向けてほしいんだ」という職員の本音が出てきたりして、それもすごくわかります。気持ちのなかで、「やっぱり現場で子どもと一緒にわかっている、そう思うよね」と思いますが、そこも共感しつつ「でもね」と。職員でいっぱい話をする、いろんな考え方の職員からいろんな意見が出てくるので、それらを一つひとつ否定せずに、なんとなく集団で



も共有意識を持てるように一生懸命話し合っていくことを繰り返すなかで、なんとかそこは一致できてきているかなと思っています。

### 愚痴やモヤモヤ、なんでも話せる労働組合づくり

**竹端** なるほど、ありがとうございました。次は濱田さんにおたずねしたいです。濱田さんに伺いたいのは、先ほどの深水さんの話の最後にもありましたが、濱田さんのお話の最後にも、「職場の悩みは、モヤモヤを話すことによって、わがままではない。私も思っている。そういうことを話せるのは、労働組合の大事なところだ」という話でしたが、一方で、「そういうモヤモヤなんかしゃべったらあかんのちゃうか」とか「こんなつまらないこと、こんな私の愚痴みたいなこと……」と、なかなか自分の思いを素直に言えない職員さんって、特に若い職員さんとかでいるのではないかと思います。どんなふうに引き出しておられるのでしょうか？

**濱田** 労働組合は、普段だといろんな現場でそれぞれが働いていて、その現場のたとえば職員会議なんかでは、ちょっと喋りづらいなということがあると思います。組合のなかの、たとえば会議のところ、今、月一回やっていますが、そのなかで、うちの現場、こういうことがあってね、というところが話せる。現場のなかだと話しづらいけれども、組合に来ると話しやすいみたいなところがあるといいのかなということで、そのための雰囲気作りとしては、たとえば単純ですが、お菓子と、ジュースや飲み物を用意して、食べながら話してみたいなことをやってもらえるといいなと思っていて、組合の会議のなかで、報告する内容のレジュメみたいなものを作りますが、ある程度自由に話せるようなかたちで、会議自体をやるようにしています。だいたい、私が司会することが多いですが、僕自身が本当にどうでもいい話を始めることも、雰囲気作りとしてはひとつ大事なことなのかなと。「こんなことをしゃべってもいいんだ」と思えるように、僕自身が、ふざけるというか、少しゆるくしゃべるみたいなことは意識しています。

**竹端** ありがとうございます。そういう努力も、すごくいろいろとしてくださっていると、なるほどな、と思いながら伺ったのですが、いっぽうで「どうせ私なんかが言っても」とか、「この労働組合で言っても」とか、あるいは「こんな職場のことで言ったところで制度がこうなっているから」みたいな、つまり、より大きな問題に対して「愚痴なんか言ったって仕方がないんだ」と、愚痴を言うことすら諦めてしまっている人もいるような気がしますが、そこに対してはどんなふうに、アプローチしておられるのでしょうか。

**濱田** 僕の職場で、実際に労働組合に入っている人は1/4ぐらいなので、過半数ではありません。そんななかで入っていない人は、「言っても変わらないよね」という人もいるだろうし、単純に組合費が高いとか、理由はあるかなと思います。みんないろいろ思っている部分はあって、「もっとこうしたらいいのに」みたいなものは持っていますが、かと言って「じゃあ一緒にやろうよ」とはなかなかありません。今いる人、過半数に満たないですが、その組合のなかでは、少しずつでもやっていけるといいよねということで、声を出してって、変わってきたことをちゃんと残しておく。こういうことが変わったということ、組合の人にまず共有し、組合に入っていない人にも、僕らがこういうふうに活動することで、こういったことが変わってきたんだということを伝えるようにはしています。

**竹端** ありがとうございます。なんで、ここのことを伺ったのかというと、濱田さんは、最初の大事にしておられる3つのことの1つ目として、本人の思いや願い、障害当事者の方の思いや願いを大事に、とされておられました。これは僕が、個人的に感じていることでもありますが、それはもちろんすごく大事だし、大原則だと思ういっぽうで、支援者が自分自身の思いや願いを大事にすることなく、支援対象者の思いや願いを大事にできるのだろうか、という問いを僕は持っています。それについてはどうでしょうか。

**濱田** これはまさにそうで、僕らの組合は、労働者

の権利と生活を守ることを一番上の目的にもってきています。法人は障害のある方の生活と権利を一番にもってきているけれども、これは反対方向を向いているわけではなく同じ方向を向いていて、僕らの生活が良くなれば、障害のある方の支援が充実して良くなっていくので、そこは大事にしています。業務のなかでは、障害のある方が一番にきますが、いっぽうで組合のなかでは、僕たちの生活を守るためにどうしていくかを大事にしているので、大事さの優先順位は分けて、別であるのでそこは整理しながら、支援者の生活が良くなれば、関わる障害のある方も良くなっていくよね、ということは組合のなかでは確認して、そのために一緒にやっという話はしています。

#### 利益相反や、互いの権利の両立について

**竹端** 少し突っ込んだ質問ですが、たとえば知的障害のあるご本人とご家族は、本来、協同関係にあるべきだけれども、たとえば親亡き後の我が子の幸せのために入所施設に入れたい、でもご本人はそれまで知的障害を持ちながら、地域で暮らしていたのに、親が亡くなる直前に入所施設に入れられるというかたちでの、利益相反関係になる可能性がありますよね。同様に、支援者と本人も、本来は良い支援ができればいいという支援関係があれば、利益相反関係にならないはずだけれども、支援者の都合に合わせて当事者の主体性が狭められてしまう専門家主導はこれまであったわけですし、この21世紀以降、当事者主体と言われるようになったのは、ある種、専門家主導に対してアンチテーゼとして出てきたわけですよね。そういう意味では葛藤が大きい場面において、労働者の権利は守らないといけないが、当事者主体も当然のように大事にしないといけない。その2つをどうやって両立するのか、これはどの職場でも簡単にいかない問いだと思いますが、そこで濱田さんが大事にしていることは何でしょうか。

**濱田** 正直、障害のある方が入院していて退院先を決めていく時に、よくあるのがグループホームを探していくことがあります。なかなかグループホー

ムもそんなにあるわけではなく、タイミングもあり、なかなかすぐには見つからない。いろいろ探して見つかった時、いっぱい探して見つかったところなので、本人が決めてくれるといいなと心の底では思いながら、でも本人にとってはやっぱり気に入ったところがいいなと思いつつ、でもここがやっぱり嫌だとなれば、やっぱりまた探さないといけないなあとモヤモヤしながら、でも本人も大事にしながら、どこかで妥協しながらやっていると思う。それこそ、説得にかかりにきたりするときもあり、自己嫌悪ではないですが、本当はもっと時間をかけて本人の話聞きながら、いろんなところを見て回ればいいなと思うけれども、時間的な制約などで「これで勘弁してよ」と思いながらやっているのは常にあると思います。

**竹端** これはある種、今、成年後見人の世界でも強く言われる、意思決定支援や意思形成支援におけるモヤモヤの最大化場面だと思いますが、そういう意思形成支援や意思形成支援のモヤモヤみたいなものを、例えば職場で話し合ったり、あるいはみんなでこう思えるのではないかと、話し合っておられたりしていますか。

**濱田** 普段の現場の職員会議のなかで、相談員それぞれから、「今こういうケースで関わっていてこういう問題がある」という話すなかで、そういった悩みや「もっとこうしたい」ということは出てくると思います。

**竹端** でも、正しい答えとしての正解は、おそらく無いわけですよね。

**濱田** ないですね。とりあえず、集団のなかで話して、これでいこうか、本当にいいのかと思いつつも、進めていくしかないという。常に何が正しいかわからないなかでやっているという感じです。

#### 人は変わる、関係性を変えてゆく実践

**竹端** ありがとうございます。では、最後に久納さんに伺いたいと思いますが、いわゆる「セクハラ親父」というか、困難事例といわれるような人に対して、接することによって関係性を変えていかれたわ



けですが、伺いたいのは、「出入り禁止だ」とか、「うちの施設を使わないでください」と、よそだつて排除していたかもしれないし、そういう人をサヨナラできたのに、なぜサヨナラしなかったのですか？

**久納** なんでというか、その方たちが、支援がいらぬわけではないので、必要だから支援を求めているわけで、セクハラがあっても、それだからダメではなく、事業所として、どうすればやっていけるかなと考えて努力していくというか。そういうところで、どうしようかと話し合いを、仕事に終わってから「こういうことで怒っていた」とか「今度はこう声かけようか」とか、「最初から女性職員は入れずに男性だけにしておこう」とか、「一番に呼ぼう」とか、そういう方法も含めて、どうやったら使っていただけるかなと考えていました。

**竹端** そういうかたちで対策を練りながらいろいろやられるなかで、ご本人が変わってきただけでなく、様々な、それまで知らなかったエピソードや、ご本人の人生における困難性などを知っていかれるようになったと伺いましたが、関係性がしっかり出来てくると、本人のことを知り、向こうもなんとなくこちら側のことを知ってくると、関係性が変わることに対応が変わるということは、本人だけが問題とは言えなくなる気がします。本人のことを知ろうとしない支援者と、誰だかわからない対象者の間の葛藤のようにも見えますが、そのあたりどう思いますか？

**久納** 私たち自身も変わらないといけないというところはすごくあって、職員集団も、年齢も経験も、常識範囲も人それぞれなので、どういう方を受け入れたとしても、職員のなかでも「なんでここまでやらないといけないのか」と思う人もいれば、「もっとどうしたら、つたわるんだろう」と、悩む人もいます。職員の感性の幅は広い。ただ、切り捨てることは絶対しないということは事業所のベースにあるので、そこで話し合いもするし、利用者さんとの日頃のかかわりをていねいに共有しながら利用者さんの思いや希望を大切にされた実践を常に模索していま

す。そのなかで、私も含め、受け止める幅は広がっていくといいなと思います。

**竹端** よくこういう話を聞くと、「それは久納さんのような、ベテランのカリスマワーカーだから出来るんじゃない」という声必ず出てきますが、それについてはどう答えられますか？

**久納** そういうことではなくて、相性ってありますよね。人同士なので、仕事がシャキシャキ出来る人がみんなに受け入れられるわけでもなくて、まだまだ介護を始めたばかりでいろいろと慣れていない職員がすごく可愛がられる場面が介護のなかにはあるわけで、利用者さんには本当にありがたいと思いますが、そのなかで、若い職員が逆に励まされて頑張ろうと思う場面もたくさんあります。誰かがやれるとかではなくて、やっぱり職員集団で、自分が関わっていて、これ以上無理と思ったら違う人に代わるとか、そのようにチームでやっています。

**竹端** 切り捨てないという職員組織の方針があり、職員集団として一番上のヒエラルキーがあり、あとは黙って従うのではなく、出来る人出来ない人、相性の問題もあり、そこを柔軟に組み換えて、みたいなこともされているから、おそらく誰も切り捨てないということと、柔軟な職員集団はセットなんじゃないかなと思いましたが、そこはどうでしょうか。

**久納** そうですね。でも、この方一人ではなく、こういう方たちが何人もいて、この方はたまたまこういう方ですが、そうじゃない方もいます。何人もいて、本当に、荒れている方を何人も受け止めてきた経験のなかで、それが浸透していつているというか、「私たちは受け止めるよね」というのはお題目ではなく、実践があって、「あの人もあの人もいい人になったよね」という歴史があるので、それが一定のベースにあると思います。

**竹端** ということは、人はいくつになっても変わることが出来るし、逆に、相手に変わってもらおうと思ったらまず自分たちのアプローチも変えないといけないということでしょうか。

**久納** そうだと思います。今も実際、困難な人を受け止めていて、私自身があまりにも、ということ

いったん利用していただかなくなったこともあります。でもやっぱり、名古屋市中どこも受け止めてもらえないということを聞いて、もう一回うちの事業所に来てもらったのですが、私も含め職員みんなが悩むし、自分たちの力の限界はここまでかなと思うこともありながらですが、でもやっぱり、切り捨てない。今、介護は選べるので競争ですが、私たちは生活保護を受けているなど社会的に弱い立場の人を支援するのは法人の理念でもあるので、そこで頑張りたいと思います。

**竹端** ありがとうございます。私からの質問は以上です。

【基調講演】

# ケアを中心とした社会への転換 —男性中心主義や生産性至上主義を問い直す—

竹端 寛（兵庫県立大学教授）

自己紹介をどのように書こうと思ったのですが、この10年くらい自分で書いた本を紹介することで私がどんな人か知っていただければと思います。まず、単著で書いた本が上側、仲間とともに書いたのが下側になります。



## これまでの執筆作業をとおして

先程、深水さんの話で、「枠を外れた人」という話が出てきましたが、実は『枠組み外しの旅』という枠を外す話が、最初の単著です。その後、精神病院や入所施設の脱施設化をずっと研究してきましたから、それに関する権利擁護の本を書き、精神病院をなくしたイタリアの学者フランコ・バザリアや、ノーマライゼーションの原理を唱えたスウェーデンのベンクト・ニリエ、そして『被抑圧者の教育学』を書いたブラジルのパウロ・フレイレといった先達が、半世紀前にやったことは、どんなふうに枠を外していったのかを、『「当たり前」をひっくり返す』

という本で書いてきました。この3つはわりと研究書っぽい本ですが、一気に変わってエッセイみたいなものが『家族は他人、じゃあどうする？ 子育ては親の育ち直し』というのを、私・妻・娘のジタバタ劇をエッセイで書かせていただきました。一方、現場の方々と関わるのがあって、左下の『自分たちが創る現場を変える地域包括ケアシステム』という本は、私は2005年～2018年まで山梨学院大学に勤務していましたが、山梨で地域包括ケアシステムが始まったときに、誰も正しい答えを知らない中でどうしたらいいのだろう、とした時に「じゃあ自分たちで考えようか」という形でやっていったものを2017年頃に出したものです。

『「無理しない」地域づくりの学校』は、岡山県社協のみなさんと一緒につくった本ですが、結局地域づくりと言うけれど、私はどんなふうに地域と関わりたいのか、支援者の変容を目指した学校をやっていて、それについて本にしたもの。2021年に出したのが、2つ『脱「いい子」のソーシャルワーク』『「困難事例」を解きほぐす』です。今日も最後に出てきますが、支援者って「いい子」が多いと思います。それが誰にとってなんのための「いい子」なのかを問い直すものです。社会の抑圧に対して、ソーシャルワークがいかに抑圧と戦っていくのかを、実践と理論で考えないといけなことを、欧米ではAnti-oppressive social work、反抑圧的なソーシャルワークと言われていて、第一人者のお一人であるトロント大学の坂本いづみさんたちと、日本でそれをどうできるのかを書きました。

『「困難事例」を解きほぐす』という拙著は、山梨

県立大学の伊藤さんと富士宮で断らない相談支援を作ってくれた土屋さんの3人で作った本です。深水さんや久納さんの話でも出てきましたが、困っている人を支援者の困りごとだと捉え直した時に、それを解きほぐしてアセスメントし直さないと、「本人が悪い」となってしまう。でもそれは支援者のアセスメント力の無さではないかというところに目を向け直して、それをどう解きほぐしていけば良いかを、3人で考えて著作化しました。だから、「あなたの専門は？」と聞かれたらよくわかりませんが、自分が面白いと思うこと、その時々で大事だと思うことを、様々な人とともに考え合いながら本を作ったり、研修などでみなさんにお尋ねさせていただいたりするのが私の仕事です。

今日の講演のタイトルである、「ケアを中心とした社会への転換—男性中心主義や生産性至上主義を問い直す—」というのは、『家族は他人、じゃあどうする』という本にエッセイでは書きました。そして、最近の著書なので、当然私自身もモヤモヤしたまましゃべります。ご容赦いただければと思います。

## 見守りってどういうこと

今日も午前中はまさに公園で、娘が自転車に乗りたがっている時期なので、今日も朝から娘が自転車に乗るのを見守っていました。面白いですね、自転車って。最初小さいペダル無しの自転車に乗っていて、今週は人からももらったもう少し大きい自転車に乗り始めています。

正直に告白します。支援者のみなさんにとっては当たり前ですが、私これまで正直「見守り支援」の重要性をそんなにわかっていませんでした。「見守り支援って普通に見ていたらいいやないか」と思っていました。ですが、見守り支援で大事なものは、たとえば、子どもの自転車の練習に重ねると、子どもは自転車に乗りながら、チラチラ私の方を見てきます。「お父さん見ている？」「ここまで出来たよ」「私こけたよ」「私ここでうまくいかなかったよ」というのを娘は主張するのですが、その度ごとに親とし

ては「キャッチしたよ」と応答する。この「キャッチしたよ」というのがとても大事です。見守り支援の重要性を理解していない人はキャッチすることに、意味や可能性を見出していない方が結構いらっしゃると思いますが、先程の久納さんの話で、利用者さんが変わっていったのも、ちゃんといろんな話を支援者の人が聞いてくれて、切ることも無くキャッチしてくれるので本人も変わったと思います。逆に言うと、ゴミ屋敷やアルコール依存症の方とか様々な「困難事例」と言われる方々は、自分のメッセージの出し方が上手ではない、不適切なメッセージの出し方をしているがゆえに、きちんとキャッチしてもらってこなかった方々なんじゃないかと言えるわけです。その時に、支援者が自分の常識や規範を相手に押し付けて、「ちゃんとしなさい」というのは一番ダメなのだと思います。

## 魔法の言葉「ちゃんとしなさい」

私も親になって本当に反省しているのが「ちゃんとしなさい」って出てしまうことです。魔法の言葉ですよ。「ちゃんとしなさい」と言っているでしょ、「ちゃんと」って。「ちゃんとしなさい」というのは何かというと、つまるところ、私の指示に従いなさい、世間の常識に従いなさい、規範に従いなさいということです。

ですが、支援を必要とおられる方、例えば娘も、一人で自転車に乗れないという意味では支援を必要としている状態にある人です。それが知的障害の人であれ、認知症であれ、夜間保育のお子さんであれ、支援を必要としている人は、本当は支援が必要なく過ごせるならそうしたいわけです。でも、支援が必要だからその場において、でも支援者がキャッチしてくれないから苛立ちが募るわけです。苛立ちが募るから、暴言や暴力、不適切行動をしてしまうのです。

## 矢印をどうむけるのか



うちの娘も不適切行動を結構します。でも、ウチの娘が不適切行動をするときはたいてい、お父さんが見てくれないとか、スマホを見ているとか、お母さんと話している、という時に、「私、見てよ」と言うかたちで出してくるわけです。それを、不適切行動、問題行動、困難事例とラベルを貼っているのは専門職の権力性です。でも、それがどのような状況で出されるかという、支援者と親との相互作用の中で、そのようなものが出されるわけです。

そうすると、子どもに「あんたが悪い」と言うけれど、このような矢印を私にも向けないといけないわけです。このような行動をしている時に私はどうしていたのであろうか。おそらく久納さんのチームは“セクハラ親父”とラベルを貼られている人を切り捨てないと考えた時に、私たちはどうすればいいのか、と矢印を相手ではなく自分たちに向き直されたわけです。この視点の転換は大事です。

### 夏休みを恐怖と思わないでいい働き方

視点の転換というと、我が家は夏休みの平日午前、妻がパート労働なので1号保育です。すると、子どもにとっては嬉しい、親にとっては恐怖の夏休みなのです。ただ、この恐怖の夏休みというものは、視点の転換が必要なわけです。誰にとってどのような恐怖なのか。たとえばそれは、私が、仕事が出来ないという意味の恐怖です。それって一体、どういうことなのでしょう。

私、実は2003～2004年、今から20年近く前に、スウェーデンに半年研究調査で住んでいたことがあります。スウェーデンだと4週間の夏休みをとるのが当たり前だったりするわけです。義務教育が1歳からスタートして、子どもが1歳になれば保育園を提供する義務が自治体にあり、自治体は保育所を作らなければならないという義務規定があるわけです。団地の中に当たり前のように保育所があって、朝7時頃から親が子どもを連れて行くわけです。でもスウェーデンは労働者の権利が結構守られているので、午後3時頃になると子どもを連れて帰りま

す。かつ、研究者は8月とかに調査に行きたいですが、8月はまったく調査できません。なぜかという、だいたいみんな4週間休みをとってなくなってしまい、その間、メールの返信は一切ありません。日本人なら旅行先でもメールをしていますが、スウェーデン人は「何月何日までいません」とばしっと切ってしまうわけです。その時に、いきなり4週間は今の日本には厳しいかもしれないですが、例えば3週間の夏休み休暇をとることができれば、僕は夏休みが恐怖と思わなくてもいいわけですよ。夏休みが恐怖と思わないといけないくらい、僕の仕事が立て込んでいるだけでなく、日本が休みを取りづらい社会だから、夏休みを親が子どもともに楽しめないわけです。

さらに、子どもと公園にいても、ずっとスマホを見ている親御さんもいます。ずっと仕事に追われている人や、スマホに心奪われる人もいるわけです。でも、その人が悪いと言い切れないのは、そうしないといけないくらい、別の時間を生きざるを得なくなる人がたくさんいるわけです。

### 仕事ができない時間は戦線離脱？

正直、子どもと一緒にいて、スマホを見ないととても時間が長いんです。普段仕事していたら1時間2時間が当たり前のように早く過ぎるのに、まだ20分しか過ぎていないという感じです。でも、そういう何もしない時間が「戦線離脱」なのか。

先程の『家族は他人、じゃあどうする』の本には書かせていただいたのですが、子どもが生まれて仕事ができなくなると、戦線離脱だと思っていました。でも実は、戦線離脱と思込むくらい、働き方改革ができないワーカホリックだったと気付かされたのです。それは、子どもと平日午前にこうやって公園でサッカーして、自転車にのるのを見る時間があるからこそ、自分がいかに毒されていたかに気づくわけです。逆に、離脱しなかったら見えなくらいはまり込んでいたわけです。



## それぞれの国の働き方

ワーク・ライフ・バランスというのは、もともとオランダとかが言っている考え方を輸入しているわけですが、オランダは同一労働同一賃金の国ですから、妻は週3日、夫は週4日程度働く人が結構いて、そうすると、週に平日1日はパパの日になって、お母さんが働いている間はお父さんが休んで子どもを見る、お母さんは週3日労働をしていると週2日は子どもを見られる。土日は休むから、週2日だけ、3日だけ保育園に通わせるというご家庭も結構あります。

スウェーデン人は労働生産性がめちゃくちゃ高いです。朝7時に仕事に行き、3時には終わり、凝縮して働いているので労働生産性が高くなります。仕事中心主義ではなく、家族やケアを中心にしながら、空いた時間にぎゅっと凝縮して仕事をしていくというやり方をされています。

一方、日本はどうでしょうか。働き詰めです。子どもが親と、4週間は無理でも3週間の夏休みをとれたら、もっと楽になれるのに、と公園で妄想してしまったりします。

## 結局は他人から出発するという考え方

『家族は他人、じゃあどうする』は、もともと「ケアと男性」という現代書館でWEB連載したのを単行本にしたものです。改めて出版するとなったときにどういったタイトルにするかと考えていたとき、編集者との議論を思い出しました。そのとき「結局は他人というところから始めていますよね」と編集者に言われて、確かにそうだなと思ったんです。

「家族は他人」という言葉をみなさんどのように受け止めておられるのでしょうか。その通りと受け止められる方もいれば、「それって冷たいんじゃない」と思う人もいるかもしれません。でも逆に、家族は同じ価値観であるというのは、同調圧力であり、幻想です。同調圧力や幻想がきつければきついほど、家族の中の輪がくずれる可能性があるわけです。国

がいただいた家族の規範を押し付けようとすることによって、よけいに幻想が広まっていきます。

## 「言わなくても伝わる」なんてことはない

やはり、大事になるのは、結局、私と妻と娘は他人だけれど、「他者の他者性」に蓋をすることで、自分自身の「唯一無二性」をも隠蔽しかねないということなんです。

どういうことかと言うと、家族を他人として眺める時に、言わなくてもわかるというのは「共同幻想」です。実際には言ってもわからないし伝わらないし、でも言わなかったらさらにずれが激しくなる。夫婦経験のある方ならなんとなく理解していただける方も多いと思いますが、だいたい自分の本音をきっちり相手に言っていない夫婦のほうが多いですよ。言わないままでしたら、言わないことが葛藤となり、離婚になるケースが多いわけです。

## 圧倒的他者の存在と対話の可能性

私は結婚して10年間子どもを授かることができずにいたんですが、その間はわかったフリをしていてもごまかせるんです、お互い大人だから。でも、圧倒的他者の子どもが生まれると、わかったフリをしているだけだと子どもが死んでしまいます。だからどうしないといけなしか必死で考えて連携プレーをしない限り、圧倒的他者の対処ができなくなってしまう。この時に、妻と夫が面倒くさい対話をスタートすることができるのかが、ものすごく大きな分かれ目だと思います。

例えば妻が子どものケアに必死になり、夫が仕事中心主義となると、対話を後回しにしてしまっ、ますます葛藤が最大化していき、妻は夫に言ってもどうしようもない諦め、夫は俺一生懸命働いてやっているのだから、みたいな妄想が広がってしまいます。それは対話を諦めることにつながります。そうすると、もともと他人として生まれた家族がますます他人になっていってしまいます。

## 危機は対話のチャンス

私は、「家族は他人」のあとに「じゃあどうする」と書きました。大事なものは「じゃあどうする」という箇所です。支援関係も他人から始まるけど、「じゃあどうする」という話と全く同じです。他人同士から始まるわけです。じゃあどうするかの対話ができるかどうか。そして、久納さんの話で、問題行動をする高齢者は、ある種支援における危機ですよ。あるいは、深水さんが話された、枠に外れた様々な子どもたちやご家族が起こす問題、これも危機です。危機こそチャンスという言葉がありますが、なんのチャンスかという、危機こそ対話のチャンスです。対話の危機であり、対話のチャンスです。それを支援関係であれ、同じ労働現場で働く組織内同士であれ、あるいは夫婦関係、親子関係であれ、危機こそ対話できるかが最も問われているところです。

その時に、夫が育児に非協力的で、仕事の価値基準から脱却できずに妻が育休をとっていても「それは休みやんけ」といってしまったり、思っていたりすると、とんでもないです。育休が休みなんて。フルタイムで子どもの命を守るための行動をしているのに、日本の名付け方の最大の誤りは「育児休暇」としてしまったために、休みだと思込んでいるわけです。子どものケアをしたことがない人ほど。残念ながら、霞が関の官僚は24時間働く典型みたいな場所ですから、あそこで働きながら育休をとるのは相当過酷なわけです。それがわからない人が政策を作ると、その価値基準で作られた政策に当然、限界があるのは当たり前です。そこはケアを過小評価しているし、誤解が最大化しうるわけです。

## どうつながりなおすのか

一方、パートナー関係の片方が余裕がない中で仕事をしまくり、もう片方のパートナーだけが仕事の両立や子どものケアだけで必死になっていると、危機が最大化していくわけです。この時に大事なものは、パートナーや子どもには、理解し得ない部分もある

という意味での、他者の他者性があると理解して、自分もパートナーや子どもにもわかってもらえないという唯一無二性もあるととらえ直し、その前提に立って対話をし直すことができるかが、家族を他人として眺めて、「じゃあどうする」というのは他人として眺めた上で、繋がり直す必要があります。これは支援関係における葛藤化、例えば先程の、“セクハラ高齢者”のつながり直しというのと同じだと思います。そういう葛藤が最大化した時に、他者性を大事にしながら自分の唯一無二性も大事にしながら、どうつながりなおすことができるのかが問われていると思います。

## 生産性至上主義の呪縛

その時に私たちが意識しないといけないのは、生産性至上主義の呪縛です。娘は数字を書くのが好きで、ホワイトボードに数字を書いているのですが、これは、彼女がすべき生産労働ではなく、彼女の喜びです。彼女の書きたい時に書いています。でも、私たちは労働というと、数字を書かされたりしていますよね。「これしか道がない、バスに乗り遅れるな」という形で、追い立てられてきたわけです。追い立てられ方は、小さい頃からの勉強、偏差値至上主義だけでなく、スポーツにおける勝利至上主義というもの、他者比較の牢獄です。

スポーツも本来は面白くてワクワクする、ウチの娘も数字を書くのにワクワクして書いてはいるはずなのに、そのワクワクさが消え受験勉強では、標準規格化されたラッドレースに載せられてしまいます。それが数値による序列化や規格化につながっているわけです。まさにこれが、自己責任、自己決定に追い立てられるわけです。こうしたことが一番いけないのは、チームワークより個人の優劣を最大化させるということです。

例えば深水さんの保育所でも、困った時にどうしているかという、みんなでうんうん悩んでいると書いていました。それは個人としての優劣ではなく、チームとしてどう考えたらいいか、モヤモヤを

葛藤するということです。

ちゃんとした「いい子」だから同調圧力に支配される

「ちゃんとしなさい」「しっかりしろ」この2つの言葉は、私も子どもに言ってしまっただけのものですから、『家族は他人、じゃあどうする？』の中にも「ちゃんとしなさいの呪縛」のタイトルで一節設けたのですが、改めて考え直してみると、それって世間の空気を読みなさいとか、同調圧力に支配されて、他者評価の牢獄を、当たり前とかしゃあないと思ひ込むんですね。それはいったい、誰にとってどのようなメリットなのか、ということを考えてみます。

例えば私は大学教員です。兵庫県立大学という公立大学の教員をしています。うちの学生さん、「いい子」ばかりです。ちゃんとしなさい、しっかりしろと言われ続けて、ちゃんとしているし、しっかりしているんです。それは、教員や親にとって、コントロールしやすいぐらい、世間の空気を読んで、同調圧力に支配され、他者評価の牢獄にいる学生さんたちなんです。

### ちゃんとしなさい病

私は福祉の支援者にも少なくない人々が、この「ちゃんとしなさい」「しっかりしろ」病にかかっていると思っています。それを内面化していると思います。

それは、誰にとって都合がいいのか、それは権力をもっている側です。権力を持って支配する人は、従順に服従してくれる人のほうが楽なわけです。社会の第三次産業化が進んでいって、保育や医療がサービス産業化する中で、「お客さま」への標準化・規格化されたサービスの質の保障が雇い主から求められます。そこに「ちゃんとしなさい」、という同調圧力がかかってくるわけです。

### 裁量が最小化されても結果は求められる

でも、今日すでに前半の話から見えてきたのは、対人直接支援は究極のオーダーメイドのはずなんです。知的障害と身体障害をもっていて、強度行動障害とかたちで暴力・暴言がある人でも、暴言や暴力の出し方も千差万別です。だから、当然対応の仕方も千差万別になります。でもその時に福祉の仕事で面白いところは、直接支援における裁量が担保されていて、裁量の中でチーム支援で、じゃあセクハラ親父をどんなふうに変えていけるかという形で、「この人の魅力的なところが出てきた」「女性に対して加害的なこと言わなくなって、私たちの支援に関わってくれるようになった」という、つまり支援者が変わり、ご本人が結果的に変わる相互作用の中で、支援者が変わるための裁量を行行使う中で、チームでモヤモヤする中で、良い支援がでてくるわけですね。

でも、裁量が最小化されて、結果だけ自己責任を問われていたら、そりゃやってられません。福祉労働はたしかに賃金が安くて辞める人も多くいます。でも、賃金が低いよりも、職場で自分の声が聞かれない、自分のやっていることが評価されないということが辞める原因の人も結構いるわけです。もちろん、労働組合としては賃金を高くすると大事ですが、一方で、自分たちの声が反映される職場づくり、濱田さんたちが大事にしていることだと思いますが、それをちゃんとしなさいの限り、離職率は減っていかないと思います。

それって背後に何があるかというと、男性中心主義だと思います。

### 個人的なことは政治的なこと

男性中心主義を告発したフェミニズムの有名な言葉で、「Personal is political」という言葉があります。「個人的なことは、政治的なことだ」という意味です。

例えば、平日午前の公園で、あるいは職場で、日頃モヤモヤしていることがありますよね。これは小さな(p)、つまり小さな政治、という言い方をします。社会構造の抑圧を大きな(P)としたときに、



政治って、先程石倉先生が冒頭でおっしゃられた、日本の政治の大状況のようなことだけを指して政治だと私たちは思いがちですが、職場での葛藤も小さな政治なんです。

なんでモヤモヤするのか、これは人員配置基準が少ないからではないだろうか。管理職による労働強化なのではないだろうか、というような小さな葛藤もあるわけです。さらに言うと、私自身も子育てをしている中で感じたのですが、今35歳以上の方なら「24時間戦えますか♪」という歌を覚えておられる方がいるかと思いますが、ジャパニーズビジネスマンの24時間戦えますかみたいな発想を、未だにデフォルトとして内面化している個人だけでなく、内面化している組織もあります。すると、私自身子どもが生まれてから、「仕事をできなやつはダメなやつだ」と内面化していました。それで、実際出来ない状態になってみて、ダメさというのは、私の能力不足もあるかもしれないけど、本人だけではないともならないダメさを体感するようになりました。

仕事とケアで身を引き裂かれる日常的な葛藤は、日本社会のケアへの制度的な欠落に結びついているわけです。だからこそ、個人的なことは政治的なことなのです。そこで悩ましいのは「いい子」のみなさんは異議申し立てをすると、自分がズルしているとか、努力不足だと思いこんでいるわけです。違うのです、「24時間働けますか」の世界は嫌だということから始めないといけません。弱さや愚かさ、脆弱性を素直に認めることが他者を認めるきっかけになると伝えましたが、出来ない部分があるわけです。

先程、久納さんに、「カリスマソーシャルワーカーですか？」とお聞きした時に、私にも相性の悪い対象者がいて、その場合は変わってもらいますと話されていましたが、お互い出来ない部分があって当たり前だから、変わってもらうのも当たり前だという「Caring with」、ケアをともにする発想、その基盤となる社会というものの根底にあるような気がします。そのためには、昭和の発想を成仏させる必要が

あります。昭和の発想をアップデートしなければなりません。

## 世間にとって都合の「いい子」

本講演のタイトルがケア中心社会へ、ということですが、『脱「いい子」のソーシャルワーク』を出版してからは、「いい子」と言われる人からすごい反発あったんです。反発する人には理由があります。『脱「世間にとって都合のいい子」』だからです。で、実は「いい子」というのは、社会的な抑圧や葛藤を自分は受け止めないと仕方がない、と批判的に問い返すことなく、自分の中で鵜呑みにしてしまっている。それが「世間にとって都合のいい子」です。そこを批判的に問い直す必要があります。深水さんの話に出てきた「枠に外れた人」は世間にとって都合のいい人ではありません。あるいは久納さんがおっしゃったセクハラしてくる対象者も世間にとって都合のいい人ではありません。シンポジウムでは、「ろくでもない子」だとラベルを貼られるけれど、そうじゃないという話をしてきたと思います。

## 今の社会はケアを大事にしない社会

さらに、「世間にとって都合のいい子」とは何かということも問い直さなければなりません。それが相互作用を問い直すということです。ケアとか再生産労働といわれるものは、生きていく基盤にある、関係性構築の根元にある仕事です。つまり、一年前に「ブルシットジョブ」という言葉が流行って、それは日本語訳として「クソどうでもいい仕事」と当てはめられています。金融機関とかコンサルなどだいたいクソどうでもいい仕事ほど給料高いと言われています。クソどうでもよくない、エッセンシャルワークと言われている仕事は、なぜか単価が低くなっています。それって一体、何故だろうと問い直さないといけません。

それだけでなく、ケア労働が適切に評価される社会は、ケア的な人間を大事にする社会ということ

です。逆に言うと、クソどうでもいい仕事にのみ賃金が高い社会というのは、ケア的な人間を大事にしてない社会だから、クソどうでもいい仕事が蔓延していると見えてくるわけです。

## ともに悩む・ともにモヤモヤし合うことの大切さ

一方で、先ほど濱田さんとの対話の中で出てきましたが、「ケアする」「される」関係が、例えば知的障害の親御さんとお子さんの関係や、支援者と本人との関係が、対立関係であってはなりません。そうではなく、ケアを共にし、社会を営みあう関係としての Caring with が求められます。さらに言うと、生産性至上主義は嫌ですが、でも、できれば効率よく働いて、仕事も家事も育児も豊かにできる関係性の方がいいですね。そういう関係性になるために大事なものは、イノベーションが必要ですし、社会的な可能性を切り開く社会ですが、それは共にケアし、ケアされる関係性の中から生まれてくるはずですよ。

そういう社会に変わっていくために、まず大事なポイントは、他者比較の牢獄から自由になることです。それは自分自身を大事にするという意味での、自分自身へのケアから始めて、あなたとの関係性のケアを大事にし合い、私たちのケアが、みんなのケアも大事にするような関係性に変えていく社会に、どう変わっていくかです。「あなたのために」という言葉は支援の現場では禁句だと思っていますが、これは「あなたのために」「あなたのために」と言うと、だいたい押し付けがましくなります。でも、押し付けがましさが、支援や教育の世界に蔓延っています。

でも、「あなたのために」ではなく、「共に一緒に悩む」。例えば、先ほど深水さんもおっしゃっていましたが、納得できないような保護者との関係、あるいは支援の関係で、どうしたらいいだろうと、モヤモヤします。そのモヤモヤを支援現場の中で、一緒に労働者同士でモヤモヤし合うだけでなく、支援対象の方々と共にモヤモヤし合う。「どないした

ら良いんやろうな」と言いながらモヤモヤし合う、その葛藤を最大化しながらも、一緒に考える関係が with-ness という関係です。

今、SDGs で言われている diversity and inclusion というのは、お題目ではなくて、本当のところ、Caring with、つまりケアする存在を排除しない、共に生きるインクルーシブな関係性をどう増やしていくのが問われています。さらに言うと、そのような反抑圧的な実践をし、Caring with の関係性が増えていけば、何も戦争なんてする必要もないし、排他的になる必要も無いわけです。

## 自分自身も含めてみんな排除しない社会へ

今回の研究交流集会のシンポジウムのタイトルである「ケアを社会の柱に、平和を社会の基礎に、今こそ分野も世代も越えて」という時に、平和とか戦争というと、すごく遠い話のように思っている方もいると思います。それは先ほどの大きな「P」の話だと思っているかもしれないですが、「Personal is political」（個人的なことは政治的なことだ）という原点に立つと、私たちの日々の葛藤を逃げずにモヤモヤを共有し合う。つまり、この with-ness の関係性で居続けることが、実は排他的でない存在になるわけです。

繰り返し申し上げると、そのためにも大事なものは、誰を排除しないのかという時に、支援対象者を排除しないことが、もちろん一番大事だけれども、その前提として、まず自分自身を排除していないかを問う必要があるわけです。「どうせそういうもんや」「仕方ないねん」「こんなもんやから」という形で諦めて、葛藤やモヤモヤに蓋をしていませんか。それを、魂の植民地化という形で表現し、『枠組み外しの旅』という本に書かせていただきましたが、つまり自分自身に枠組みを作って、その枠組みの中に閉じこもって、「どうせ世の中はこんなもんや」「変わらへん」という形で閉ざしてしまっています。自分自身が閉塞的になるのに、どうして支援対象者に対して閉塞的でない支援ができるのか、とは問われます。



それは自分自身が枠から自由になり、自分自身が、「脱・世間にとって都合のいい子」をすることによって、支援対象の人も、世間にとって都合のいい子をやめて、自分も抑圧的でなくなるからこそ、支援対象者も抑圧的でなくなるし、みんなでケアしあうような関係性が生まれてくる。それが実は Caring with なんじゃないかと言えらと思います。

本日はご静聴ありがとうございました。

# フランスの子育て在宅支援を担う人材とその育成

安發 明子

厚生労働省は報告書の中で、孤立して子育てしている家庭が多いなかで、子育て支援制度の利用は多くない実態を明らかにしている。6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答している一方で、養育支援訪問の実施件数は未就園児一人あたり年約0.1件、一時預かり利用は年約3日などサービスの利用は少ない（厚生労働省 2021）。そのようななか政府は、24年から子育て支援に家庭を訪れて家事や育児を支援するサービスも新設し市町村が担うことを発表している。しかし、子育て支援事業について「常勤または嘱託」など必ずしも専門性を要すると認識されていない表記であることが見受けられる。

フランスは合計特殊出生率が1.88（2018年）とEU加盟国の中で最も高く、先進国における「少子化対策の成功例」とみなされている（労働政策研究2020）。婚外子について日本は出生数の2%であるのに対しフランスは60%であり、女性が仕事と育児を両立させ経済的に自立していられる制度背景であることも窺える。また、2020年の日本の小中高生の自殺は499人であるのに対しフランスでは2021年の未成年の自殺は18人であった。子どもの数は日本の方が1.5倍であるが大きな差がある。日本もフランスも保健所、保育、福祉事務所、学校といった子どもをとりまく制度環境は同じである。違いは、それらのサービスや制度があるだけでなく、福祉や教育やケアを子どもの権利として、一人一人のもとに確実に届いていることを目的としている点である。子どもの権利が守られていることを保障する役割を専門職に担わせている。特に、支えが必要

な家庭について家庭内に入って支援することは、親子関係が悪化することに比べたら低コストであると考えられている。福祉事務所や保健所も在宅支援をおこなっているが、より家庭内での定期的な支援を必要とする場合を対象とした民間の在宅支援専門機関で働く専門職に注目する。

## 福祉とケアが行き届いていることを保障する専門職

在宅支援は社会福祉家族法で以下の4つからなると定められている（CASF L222-3条）。

- ①社会家庭専門員 TISF による支援。
- ④家庭経済ソーシャルワーカー CESF による家計管理支援。
- ②エドゥケーター *éducateur spécialisé* による教育的支援（Actions éducatives）
- ③経済的支援（給付金や臨時支援金の支給）

福祉系資格が13種類ある中で<sup>1)</sup>パリ市最大の専門学校で取得できる国家資格は11種類ある。そのうち今回は在宅支援の中心的役割を担う社会家庭専門員とエドゥケーターを扱う。パリ市の専門学校での調査（2020年9月～2022年11月）と両専門職が在籍するパリ市最大の在宅教育支援機関での調査（2021年6月～2022年10月）をもとにしている。

予防を児童福祉の軸に定めたのは2007年の法律からであり、虐待という言葉はなく「心配」に置き換えた。子どもに接する全ての職業は継続的な研修を受け、子どもの心配なサイン（症状）に気づくことができなければならない。子どもは自分の権利を自分で守ることはできないので、全ての子どもの権利を保障する専門性が必要とされた。この機関は

1) <https://solidarites-sante.gouv.fr/metiers-et-concours/les-metiers-du-travail-social/article/les-diplomes-et-formations-du-travail-social>

パリ市と近郊県で900人の従業員で1万1000人の子どもを支援している。

専門職との関わりは妊娠初期から始まる。産科には必ず専属のソーシャルワーカーと心理士がおり、健康面だけでなく社会面心理面でも支援が必要か確認する「妊娠初期面談」が病院に義務づけられている。その後3歳の義務教育開始まで常に子どもたちは専門職の目が届くところで育つ。福祉を担う3分の2は民間機関であるが、保健所や学校など全員を対象とした公的機関のソーシャルワーカーが軸となり支援をコーディネートし、民間機関が専門性の高い福祉の実践という役割分担である。

全ての子育て家庭に関わる保健所や学校などの公的機関はそれぞれ在宅支援の仕組みを持っている。社会家庭専門員とエドューケーターが対象とする家庭は、家族自身が希望するか、公的機関の専門職より定期的に家庭内で支える必要があると判断した場合<sup>2)</sup>である。状況が悪くなることを防ぐ「予防」を担う。

在宅支援には二段階あり、皆を対象としている「在宅支援」は問題がなくても利用でき、福祉事務所などのソーシャルワーカーがプレスク립ト（処方）する形で医師の処方する薬のように継続的に共に家庭を見守る。子どもの3.5%が5歳までに利用している。財源は健康保険の家族部門と傷病部門が主で、民間の在宅支援専門機関に所属する社会家庭専

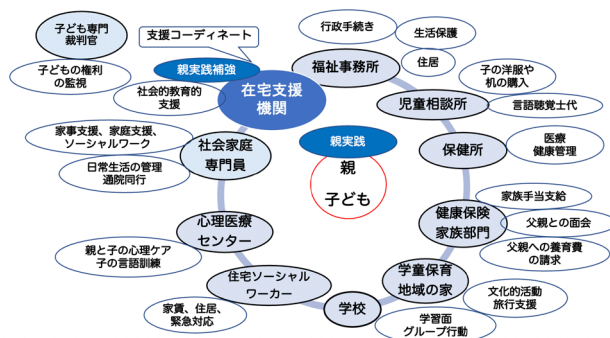


図1：在宅教育支援機関と社会家庭専門員を軸とした連携体制（調査による一家庭の例をもとに筆者作成）

門員が担う。ソーシャルワーカーの一職種の国家資格である。中心的な民間機関は1865年より同じ活動をしてきている。社会家庭専門員は困りごとがなくても利用できるため、親か子どもに病気や障害がある場合や片親家庭や離別直後、親の失業中や学校に遅刻して来る傾向があり朝の準備に手助けが必要な場合などである。公的機関のソーシャルワーカーが家族に合う機関を選び継続して連携するため、民間機関同士の競争や専門性向上にもつながる。

次の段階は、公的機関において心配はあるが危険はないと判断された家庭を対象とした「在宅教育支援」である。未成年人口の1%がサポートを受けている。国家資格であるエドューケーターが担い、家族のケアのコーディネーターとして学校や医療等各

フランス子育て支援の構造：在宅支援は第一次予防、第二次予防で利用されている

**第一次予防 妊娠期～16歳** 全ての子育てを専門職がサポートする。  
産科、保健所、3ヶ月から保育、3歳からの義務教育それぞれに専門職が配置されている。  
**在宅支援 = 社会家庭専門員の定期的な派遣等**  
在宅支援のプレスク립ターは健康保険の家族と傷病部門、児童相談所、保健所等で連携し継続支援。

↓ 「心配がある」場合、家族の同意もしくは司法判断によって

**第二次予防 誕生～21歳** 未成年人口の1%が利用（同意あり、子ども専門裁判官命令）  
**在宅教育支援 = エドューケーター + 社会家庭専門員**

↓ 「危険がある」場合、子どもの状況が確認できない場合、予防的支援のいずれもが有効でなかった場合  
95%が子ども専門裁判官による命令。

**保護** 未成年人口の1%  
**自宅措置(家庭にエドューケーターが通う)**、施設、グループホーム、里親等。  
原則親子分離は短期のみ(半年、1年おきの裁判) 保護の55%は在宅教育支援経験あり

図2：子育て支援の構造（筆者作成）

2) 詳しくは安發明子、2022、フランスのソーシャルワーク第6回 フランスの在宅支援を中心とした子育て政策、『対人援助学マガジン』第51号 2022年12月。

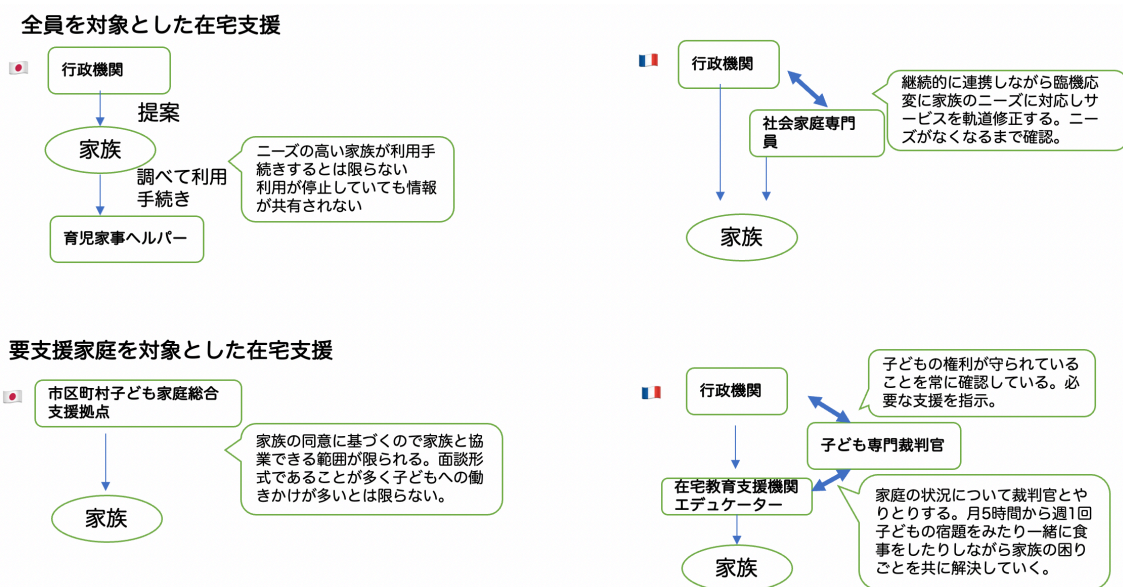


図3：在宅支援を担う機関と専門職の日仏比較（筆者作成）

注：日本は2つの県でのヒアリング調査と「令和5年度予算概算要求の概要」をもとに作成。全国で同一の運営方法とは限らない。

機関と連携する。エドゥケーターは学習の遅れや問題行動など学校が入り口になることが多く、県の児童保護予算が財源である。社会家庭専門員もエドゥケーターも、家族と決めた目的のために、毎月決められた時間数、教育や育児を家族とともにこなす。

在宅教育支援は県の児童保護予算から費用が支払われ、半年か1年更新である。連帯保健省の社会問題観察機関 IGAS の報告書によると、平均的な支援期間で計算すると在宅教育支援は子ども1人あたり約67万円必要であるのに対し、家庭の状況が悪化し施設や里親入所になると1人平均約2700万円と他に医療費などかかり、悪化した親子関係を経験した子どもの影響は先々まで続くことから、予防的な在宅支援の方が保護が必要になるのに対し9000分の1の予算で済むとしている（IGAS 2018）。一度悪化した親子関係を経験した子どもの4分の1は成人後も不安定で自立していないなど（ONED 2016）、子どもは好ましくない環境で育つ時間が長いほどリカバリーに時間がかかるとされているので、予防の時点で集中的にケアして保護の必要がないようにすることはコスト削減につながると考えられている。パリ市で調査した在宅支援機関にはエドゥケーターを中心に、ソーシャルワーカー、社会家庭専門員、

学習エドゥケーター、幼児エドゥケーター、心理士2人（週2日）、小児精神科医（週1日）、異文化メディエーター（週1日）がいて、チームで家族の支援に当たっていた。一般的には月5時間、多いときは毎週1回子どもに会い、宿題をみたり、一緒に出かけたりするなかで家族が必要とする支援を実現する。

いずれも国家資格であり、彼らは医師と同じように最新の技術や科学的知識のアップデートが求められている。医師に「先月まで耳鼻科にいたので外科はこれから勉強します」という状況を求めないのと同じように、福祉の専門職も専門性が求められている。子どもに関わる機関はいずれも多職種からなるチームを構成しているため「プロフェッショナル professionals」と総称する。「我々プロフェッショナルは子どものこの症状が心配です」と親に対して専門性のある視点であることを強調するシーンも見る。

**養成課程——実践をもとにした学びの蓄積**

日本の「在宅教育支援員」は役職名であり資格名ではなく、その分野の経験も豊富であるとは限らない。フランスの資格名は看護師や助産師と同じよう



に、職務内容に関わらずエドゥケーターや社会家庭専門員と名乗る。「エドゥケーター歴18年です」といった表現をし、子どもたちから「私のエドゥケーター」と呼ばれる。養成課程における特徴はいずれも現場をもとにした学びの蓄積であることである。

社会家庭専門員(TISF Technicien de l'Intervention Sociale et Familiale)は2年間の養成課程で理論950時間、実習1155時間である。家庭支援+家事支援+ソーシャルワークが役目である。分野は児童保護、母子保健、失業、高齢、障害、傷病で利用され、職務内容は日常生活の支援、教育、児童保護(予防、教育、支援)である。目的は社会的絆の構築や補修、社会挿入とされている。試験では適応能力、オーガナイゼーションと責任、関係性構築と維持のスキル、チームワークスキル、忍耐力と慎み深さ、対人距離調整能力、心理面のバランス、一般教養と表現力が求められる。950時間の理論では、対人援助計画の策定と進行管理(ニーズの判断)、連携(仲介、仲裁、協業)、日常生活の管理、日常生活の自立支援(衛生、安全)、家族の発展への貢献(親としての実践の発展、家族の変化を支える、良い扱いを増やし悪い扱いを減らす)、社会挿入支援(家族のニーズを満たすことができるサービスとの連携)を主に学ぶ。その後のキャリアとしてもエドゥケーターや保育エドゥケーターを志す場合は養成内容を2/3に軽減される。子育て支援分野では一番最初に利用が勧められるサービスである。2017年の新規国家資格合格者数は420人である。

エドゥケーター(éducateur spécialisé)は3年間の養成課程、うち理論1450時間、実習2100時間(4カ所)である。児童保護分野、不適応を起こしている子どもやティーンエイジャーの教育、障害、社会的精神的困難を抱えている成人の自立支援を学ぶ。例えば親子の生活支援施設、障害のある子どもの施設、依存症を抱えた母親の支援を経験すれば、卒業時にはいくつか強みができている。エドゥケーター養成課程の指導教官は「3年間で目標としていることは、どのような状況に直面したとしても受け入れ応じられる能力、批判的な精神を持った市民としての姿勢、話し合いができ議論ができる力と開かれた

精神、自分のする実践に自信を持てること」であると言う。9月に入学すると10月までに1年間の実習雇用主を見つけられなければ学習を継続できない。10月からは一週間現場実習、一週間学校という形で現場の体験をもとに理論的理解を深め学習を重ねる。優等生コースは複数の事業がある機関で職員契約を結び、給料を得ながら3年間の学びを終え、そのまま同じ機関で働くという契約をとりつける。実習生としての一年契約であっても給料は支払われる。契約を取り付けられなければ学ぶことができず、また、様々な現場で一年ずつ働いて単位を認められなければ卒業できないので、国家資格を得た折にはどのような仕事がしたいか明確な形で職業生活をスタートさせ、即戦力として働き始めることができる。

エドゥケーター養成コース責任者を務めたラベルは、高校までと違い、実習先で起きた出来事について分析に活かせる理論を見つけだせるとは限らず、教育的支援とは何かについて包括的に扱う参考理論一覧も構築されておらず、生徒から「自ら学ぶ者」への姿勢の転換が求められると言う。学生は「人間として豊かになる」「さまざまな考え方があることに目が開かれる」「自分はどのようなエドゥケーターになりたいのかということについて集中して取り組む時間」と表現しているとする。学生はエドゥケーター出身の教師陣から、分析し、議論し、意味づけを試みるという素質を習得し、エドゥケーターとしての姿勢を内面化していく(Labelle 2022)。エラスムス制度は全ての職業訓練において利用できるが、実習の一つを他国でおこなうもので、生活費が国から支給される。そのため、現場には海外での職業経験がある人や、海外からの実習生もおり、職業に就いてからも旅行をするように海外に視察や継続研修に行き見識を広める習慣がある。行き来が多いゆえ、フランスの福祉に満足する声を聞くことはなく「ベルギーにできることがフランスではできていない」などといった不満が多い。

保健省の報告書によると、全国85ヶ所の養成課程から2017年には4110人が国家資格に合格しており、合格率は84%である。エドゥケーターは5年前に比べ入学者が5%減り、国家資格取得者は

10%減っているのに対し、2年で取得でき児童保護分野で採用のある教育指導員資格は受験者数が増えている。それでも、エデュケーターの入学の際の倍率はいまだ6倍ほどである。国家資格取得者のうち25%は他の資格で就職し実務に就きながらエデュケーター資格を取得している（VAE）。これまでエデュケーター養成は専門学校が主だったが、現在では大学の教育学部で教職課程をとるようエデュケーター資格も、専門学校と行き来しながらとる選択肢が出てきている。養成課程入学の平均年齢は23歳と他の福祉系資格の平均31歳より若い、それでもある程度の社会経験を経てきていることが多い。福祉系資格全体では最初の資格取得である割合が3割と他の資格を既に得ていることが多いなか、エデュケーターは半数が最初の資格として入学している。学生の8割が女性であり、福祉系資格の中では割合がこれでも低いほうである。受験資格は高校卒業資格を有していることで（高校卒業資格の合格率は2020年91%）、68%が高卒で、23%は大学に2年以上通っている。高卒のうち半数が普通科出身、3割が技術科出身、残りが職業科出身である。学費は収入があって年間約2万円であるが、7割は生活費として返済不要の県の奨学金を受けている。新規入学者のうち7割が学生の身分であるが、5%は正社員として雇用されており、7%は見習いの契約があり、24%は求職手当を受けている。エデュケーター資格は一般の人口と比較しても、他の福祉系資格と比較しても、社会的地位の高い家庭出身の学生が多い。管理職の父を持つ割合は一般の人口で17%であるのに対し、エデュケーター課程に在籍する学生は22%、福祉管理職資格課程は23%、高卒程度の福祉系資格課程の学生は14%である。エデュケーター資格を取得できる専門学校85箇所は地理的に偏りがあり、4割もの学生が養成校入学のために県をまたいだ移動をしている（Drees 2019）。ちなみにソーシャルワーカー（assistant de service sociale）も3年間の養成課程、うち理論1749時間、実習1820時間であり、エデュケーターと同じように現場実習に重きを置いた学びをする。

パリ市の調査先専門学校ではエデュケーターは毎

年160人入学するのに対し、800人応募があり面接で選抜する。11資格合わせて学生2600人、職員は130人、外部講師3900人、1年に学生を送る実習先は1900ヶ所にのぼる。専門学校の年収は14億円である。管理職資格の他、修士と博士課程の指導もしている。以前は筆記に面接、グループワークで人となりを見て採用できたが、今は全大学専門学校共通ソフトウェア導入により高校卒業資格の成績順で面接に呼ぶので、資質に合わせた採用とは限らないことが残念であると教師は言う。実際に中途離脱も増えている。

福祉の仕事は国の役割の一部を担うものであると認識されており、特に地方では民間であっても地方公務員のように人気があり、また看護師のようにどこに住んでも仕事があり、独立も可能な職種である。しかし給料は長年上昇しておらず、特に家賃の高いパリにおいて人材確保が困難になっている。給料は初任給で手取り20万円、定年前まで管理職につかないと30万円が平均である。

エデュケーターの起源は古代ギリシャとされており、人徳のある奴隷が選ばれ、家の中と社会をつなげる役割を果たした。富裕層の子どもと一緒に学校に行き一緒に勉強し、競技場に連れて行き、市民社会の一員に育て、子どもと若者の身体的精神的な成長を支え、市民の一人として生きていくために必要なことを教える役割が期待されていた（Verhassel 2014）。フランスで職業として存在するのは1941年からであり、目的は、教師、矯正教育、監視とは別の教育的ニーズに応えるためであった。児童保護の最初の法律は1889年だが、資格や養成課程が整備されていなかったため他の職業に就く人たちがボーイスカウトのようにボランティアとして「社会的教育チーム」という名称で活動していた。終戦前までの養成課程では医療的社会的支援、監視教育、児童保護、保健を学んでいたが、戦後の混乱期にエデュケーターのニーズが高まり「困難を抱えた子ども」「不適応をきたしている子ども」の対応をするために警察未成年保護班主導で、小児精神科医によって養成内容が整備された。1943年に公的資格として認定され（養成はANEJIという機関が中心）、この頃



より、一週間現地、一週間座学の形で「知識、実践知、生き方と生きる姿勢」を同時に学ぶことが重視されるようになり、1950年に現在のスタイルである3年の養成課程で現場と座学が半々と規定された。1967年に国家資格化され、この時に児童保護から内容が広げられ「知的障害、身体障害、行動トラブル、社会的困難」が養成課程の項目に加えられた(Dréano 2015)。予防分野の花形である事務所を持たず若者への声かけにより支援をおこなう路上エデュケーターは戦後の浮浪児を大人たちが仕事帰りに連れて帰り寝泊まりさせ、地域の商店に仕事を探し与えるという活動が認められて制度化したものだ。子ども専門裁判官や小児精神科医が「自由の中でこそ若者は自由についてより良く学ぶことができる」とし、施設や病院や少年院を必要とする若者を減らす取り組みとして政府に全国的な運用を促した。市民がボランティアとして活動を始め、国が福祉として担うことになったときに現場にいる団体に活動を委託するというフランスの福祉の典型的な流れである(Peyre 2006)。施設に隔離するのではなく、地域内で暮らしを作ろうとした。



写真：パリ市路上エデュケーター（筆者撮影）

## ポストごと採用の上に積み重ねていく専門性

専門性を高め続けられる土台となっているのはポストごと採用である。日本のように組織の一員として雇われ職務遂行を期待するのではなく、ポストに必要なとされる技術や専門性を求める。年度始めの一斉採用という習慣はなく、何人もの上司に会いに行き、どの上司のもとで働きたいかをもとに就職先を

決める。自分が希望しない限り異動はない。ある管理職は「労働ではなく職業(métier)である以上『ケースバイケースです』といった表現は許されない。どのような専門知識でその職務にあたっているのか説明できなければならない」と言う。

異動がない中で自分の磨いていきたい専門性を研ぎ澄ませていく。そもそも全ての労働者が年間258日勤務、週35時間労働と定められている。仕事を週4日にまとめて大学院や専門学校に通う人もいる。258日を1日でも超えて勤務すると割高の給料を支払わないとならないこともあり有給休暇32日は全消化である。また、全労働者の3割はフルタイムではない働き方を選んでおり、就労時間を7割や5割に抑えるといった選択ができる。調査先在宅教育支援機関も1チーム10人のうちフルタイムは4人のみであった。残りの時間はフリーランスのスーパーバイザーとして他機関をまわっていたり、家族カウンセリングの個人事務所を設立し、週2日はそこで児童相談所から特に家庭内葛藤の多い家族を紹介され対応したりしていた。二つの仕事を持つことでそれぞれの仕事をより豊かにすることができると言う。無給やサバティカル休暇をとることもある。

職場が提案する職務に関する研修とは別に、能力開発計画(Plan de développement des compétences)という国の定めた枠組みと、CPFという全ての労働者に年間20時間の研修の権利がある。労働時間内におこなう権利があり、内容は労働者が選び、費用は前者は雇用主、後者は国が負担する。CPFは120時間まで繰り越せるので、丸1ヶ月休んで学ぶ時間に充てる人もいる。例えばあるエデュケーターは能力開発計画で4年間かかる家族セラピストの資格と、2年間の管理職資格(CAFERUIS)を取得し、その後は家族面談技術や、職務に関係の深いテーマを扱った学会に同じ枠組みを利用し参加している。研修が専門性の向上、同僚との差別化、キャリアの積み重ねと将来展望に生かされていることがわかる。

研修は研修専門機関がおこない、講師は専属ではなく第一線で活躍する人が多い。専門職にとって研修専門機関の講師を務めることはその分野の専門と

して認められたことを意味し、榮譽である。エデュケーターに人気の研修はシステムアプローチ、家族セラピー、父母間葛藤と子どものケア等である。管理職や機関責任者になるにも、専門学校に通い資格をとる。資格を得ると、20代でこれまで携わってこなかった機関でも、管理職や責任者として就職できる。研修を積み重ねる中で職種を変えることもある。調査先では文化メディエーター資格で、外国出身家庭と専門職をつなぐ仕事をしてきた人が弁護士資格をとり職種を変更した。係長課長になると修士を3つまたは博士を持っている人にも多く出会う。魅力的な職業であるためにはキャリア展望は重要である。医師が学会で発表をしてその分野で著名になっていくように、フランスの福祉職は科学的実践者であり、それぞれ自らのキャリア展望を育てている。

### 専門職にも利用者にも信頼される組織

ポストごと採用によって業務内容が適正化される。「100 ケースも担当していて手が回らない」という状況が起きるのは、仕事を選べず耐えてこなす人が出る仕組みであることが原因である。パリ市児

童相談所はワーカー1人で子ども23人を担当し、3000人弱の職員が8782人の21歳未満の若者を支えているが人材不足が続き、2019年に115人ポストを増やすことで職員の負担を減らそうとした。人気のない職場は魅力的な改革をしないと良い上司が来ず、良い専門職が集まらない。

調査先の在宅教育支援機関では1人26人の子どもを担当し、複雑なケースは複数の担当がつく。職員は「私がここにいるのは、いい仕事をしている職場だから」と言いきる。したい人が望んで仕事をしている、より良い仕事ができるように継続的な努力ができていると自負できることは利用者のために重要な点であろう。異動のない仕組みはかえって専門職の実力が問われる。良い対応ができないと連携機関に批判されたり選ばれなくなったり、続けられない事態になるので、人材が適材適所におさまる結果になるとフランスでは考えられている。他機関との競争原理も働く。子ども専門裁判官が支援を受けている全ての子どもと直接話し、子どもの権利が守られているか、子どもの状況が改善しているかを確認しているので、うまくいかない場合は他に4つある在宅教育支援機関や他の支援方法に委託先が変更になることもある。

	誰が選ぶ	費用	就業時間内	頻度
能力発展計画	従業員	機関ごとに予算あり	○	個人研修は年2-4日、グループは制限なし、個人の資格取得は年単位で可
学会、大会参加	従業員	機関ごとに予算あり	○就業時間外であっても就業時間としてカウント	1人年1-3日
機関企画のグループ研修	機関が企画し提案するグループ研修	国から資金、予算あり	○	毎年カタログの中から席があれば希望するだけ選べる(例:年10回)
国の「個人研修アカウント」	従業員が国のリストから選び職務と関連がなくて良い	国と雇用主が負担	○就業時間外であっても就業時間としてカウント	年20時間、120時間まで蓄積できる

図4：パリ児童相談所、在宅教育支援機関での調査をもとに安發作成。



子どもの中には「赤ちゃんのときから成人するまで同じエデュケーターに『社会的父』のように支えてもらった、いつもその人が迎えに来るから家出や悪いことをしなくなった」という声がある一方で、上司が転職するときは部下の多くもついていくので「担当エデュケーターがいなくなると聞き、泣いた。次の担当者とやり直す心の準備がまだできない」という声もあった。関係性の断絶や連携機関との協業を一時停止させる弊害もある。転職をしても元の職場に戻れる契約があるため、特に求人が多いパリでは人の出入りは多い。公務員が専門性の高い民間機関に働きに来たり、民間から公務員の管理職に移ることもある。

管理職に求められる役割は、質の保証、チームが有効に動くことの保証、そしてそれぞれのメンバーが必要に応じた継続的な研修を毎年受けられることの保証である。ケース会議に向け研究論文を配って議論する機会を設ける、外部の専門家を呼んでくる、筆者のような研究者を招き調査フィールドを提供する代わりにフィードバックを求めることもする。日常的には難しい面接をリードしたり、対応が難しい親に担当の代わりに電話をして技術をチームに伝授していく姿をよく目にする。ケース検討に外部の専門家を呼ぶことは実践分析GAP(Le groupe d'analyse de la pratique)と言う。また、2週に1回外部の心理士を招き、管理職のいない場で職員たちが仕事上の難しさや心理的負担に感じていることなどを話す機会を設けることもされている。

ある管理職は言う「私の心の中にはいつも3人の上司がいる。一人は私が10年一緒に働いた上司、常に家族に敬意を払い、誰に対してもどんな場面でも温かい眼差しで接し、建設的な意見交換を実現し、家族から信頼され、私たち部下の様子を注意深く見守り、思考を深め視野を広げる助言をしてくれた。目を閉じると3人の上司がいるから、私ももっといい仕事がしたいと思える」。「あの人はどんな場面でも極めて的確な表現で家族に話し家族と関係性を築くことができる」といった話を度々聞くのは職人技のようでもある。自分の人生を自在に描き自信を持って仕事ができること、モデルになる先輩の姿

がいくつもあることも職業が魅力的であるために重要なことであろう。「情熱の継承」をするのが管理職、と言う人もいた。

## 社会を動かすクリエイティビティが求められている

専門性を築いていくことができる体制であるため「福祉を自分たちが実現していく」という意識や批判精神は強い。ソーシャルワークは社会を変革させ発展させ、社会内の人々が団結することを目指す社会福祉家族法(CASF D.142-1-1)で定められている。そのため就労契約書には個人のみならず集団への働きかけも職務として記載され、ソーシャルワーカー自身が新しい福祉を企画実現する必要がある。なので、それぞれ取り組んでいる企画があり、クリエイティビティが求められている。利用者と一緒に福祉を作るということも同じ法律で定められている。例えば、母子家庭の利用者が多い専門職は、担当する母たちに関心がある習い事を聞き出し地域のカフェでおこなえるようオーガナイズし、そこに専門職も参加してさらにニーズを汲み取っていた。画期的な支援プログラムを企画実現した経歴はキャリア上の評価になる。例えばインターネット上にエデュケーターを配置し子どもたちに声をかけたり相談にのる「ネットエデュケーター」も一つの健康保険のソーシャルワーカーチームが企画し始めたものが国に認められ全国で実施されるに至っている。

制度の不足に意識的であることが求められている。それは、悩みは制度的なもの、政治的なものであり、自身の能力不足が原因ではないためだ。定期的に仕事上の困難について距離を置いて捉え直し、職業の向上について話し合えるように、同業団体は集まりを開き、自分の職場以外の人と意見交換できるようにしている。



写真：初対面の地域の近い同業が丸一日集まり、ゲームを通して日頃の仕事上の悩みについて解決を目指し、広く福祉の発展について話し合う（筆者撮影）

職業の社会的意義を主張するためにも専門職の厚みがものをいう。エドゥケーター出身の研究者、ジャーナリスト、漫画家、映画監督、そのようなクリエイティブな広がりがあるからこそ、さまざまな手段でエドゥケーターの仕事の価値を広く伝える結果になっている。

業界ごとの集まりは複数あるのだが、例えば在宅教育支援の全国会議CNAEMOは隔月で地域ごとに集会を開催、年に一回全国会議が開催される。全国会議は1200人の在宅教育支援専門職が集まるのだが、3日に渡り研究者が発表する中には元エドゥケーターも複数いる。政府に対し提言も度々おこなっている。専門職が定期的に研究に触れながら職務についている点、職業と福祉の向上のために団結し動く機会を作っている点が注目値する。もちろん職務時間内にこれらのことはおこなわれている。

CIFREという制度も公的・民間福祉機関での年間1400人の研究者の雇用につながっている。研究課題は現場が公募し、研究者と話し合っ内容をつめ、国から研究者の給料が支払われる。日本は研究者が研究テーマを提案するが、フランスは現場が現場に必要な課題を提案する。例えば「在宅教育支援と路上エドゥケーターのより良い連携のあり方」についての研究などであり、調査に行くとケース会議に心理学、脳科学、法律学、社会学と多くの分野の研究者が同席していることがある。現場にとっては抱えている課題について研究の協力を得ることがで

き、常に複数の視点にさらされる中でより良い福祉のあり方を追及する機会になり、自分たちのしている仕事の科学的実証が得られロビー活動に利用できる可能性があり、学術的知識の蓄積にも貢献できる。

## 学校教育と職業のつながり

フランスにおいては13歳で全ての生徒が1週間フルタイムの職業実習を自分で探す経験をしており、その後も実習を繰り返す機会がある。3歳から義務教育で落第飛び級制度があり、中学卒業時に全国共通中学卒業試験があるが、合格率は普通科コースで89%、専門コースは76%である。自分がしたい職業と勉強をつなげて考える機会が中学時代からある。高校の職業科も300種類コースがあり、4つの職場で合計12週間の実習で合格を得る必要がある。現場で評価され資格を得て学校を卒業する。16歳以上は実習費用が職場から支払われる。入学金制度などはないので、年度の途中でもコース変更をすることができる。フランスは高校を卒業することよりも、それぞれが自分が認められる適した道を見つけることを重視した教育であると言える。イキガイという日本語が使われているが日本とは意味合いが違う。それは「世界の中で求められていること、自分がうまくできること、自分がしたいこと、給料が得られることの交わる活動」を見つけることを指す。市民社会を支える個としての考えが表れている。義務教育は、16歳まで教育を受けられる権利や義務ではなく、義務教育終了時に一定の学力や職業能力を身につけていることを目的としている。

## 日本での福祉の発展のために

フランスの福祉の現場は女性が多い。歴史的に富裕層の女性がボランティアや看護師としてソーシャルワークを始めたといった背景もあるが、女性がキャリアを築くことができる環境があったことも理由として大きい。健康保険、母子保健、児童保護分野の管理職は女性の方が男性より多く「戦後女性た

ちが福祉制度を築いてきた」という説明がされる。1927年生まれ的女性裁判官であり保健大臣を務め、初の女性欧州議会議長を務めたシモン・ヴェイユも、中絶を女性のケアの機会とする法律を作ったのみならず、1970年に市民法から父権を削除し親権に置き換えることで夫婦を平等であるとし、保育を全ての方が給料の一定割合で利用できるよう整備し（現在は1割）保育士を職業として確立させた。

エドゥケーター養成に携わるラベル氏は言う「調子のいい人の方が家族を作ることが多い、調子のいい人は連帯の精神が育っていることが多い。調子のいい人を世の中に増やすことがソーシャルワーカーの仕事。少子化対策にもなるのではないだろうか」。在宅教育支援を受けている5歳の女の子はいつもブレイモビルを4体持ち歩いていた。それは自分とママとエドゥケーター2人だった。配置転換でたまたまその仕事を担う大人を家族は信用するだろうか。確かな専門性があり、一緒にたくさんの時間を過ごし頼る機会を重ねてやっと、本当に大事なことを話し合えるようになるものである。

## 【引用文献】

安發明子、2022、フランスの在宅支援を中心とした子育て政策、『対人援助学マガジン』51号。

厚生労働省、2021、子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究報告書。

*Dréano, Guy, 2015, Guide de l'éducation spécialisée, Dunod.*

*DREES, 2019, Etudes & Résultats, No.1104.*

*IGAS 2018 Evaluation de la politique de prévention en protection de l'enfance.*

*Labelle Alexandre, 2022, La formation d'éducateur spécialisé : une transition du métier d'élève vers le programme institutionnel individuel.*

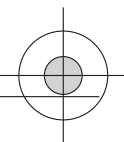
*ONED, 2016, The Saint-Ex Study.*

*Peyre Vincent, Tétard Françoise, 2006, Des éducateurs dans la rue.*

*Verhassel Alexis, Khalifa Pauline, 2014, De la pédagogie et de l'éducation en Grèce au IV siècle avant JC.*

(あわあきこ／在仏社会保障・社会福祉研究者)





# 自動車保有をみとめる司法判断が持つ意義

## ～鈴鹿市自動車保有禁止事例から～

芦葉 甫

### 1 はじめに

鈴鹿市社会福祉事務所は、当職の把握する限り、生活保護行政を極めて厳格に運用をする。その厳格さは、異常といっても過言ではない。

例えば、鈴鹿市社会福祉事務所は、平成21年12月頃から、生活保護受給申請者の顔写真を撮影し、ケース記録に綴っていた<sup>1)</sup>。鈴鹿市社会福祉事務所の担当者が顔と名前が一致しないことなどを理由に始めたことのように見える。しかし、生活保護受給申請者からすれば、写真提供を拒絶すれば、生活保護受給開始に至らないとの懸念を有し、撮影拒絶ができるはずがない。平成31年2月頃に社会問題となり、鈴鹿市社会福祉事務所は、以後の写真撮影の対応を止めた。

また、当職自身も経験がある。鈴鹿市社会福祉事務所は、平成27年1月20日、乳飲み子を抱えた母親に対して、男性が自宅に出入りしていること等の事情を根拠に、生活保護廃止処分を行った（鈴鹿市母子加算事件<sup>2)</sup>）。しかし、母子は、その男性と同居をしていたわけではない。しかも、その男性は、子の実父であり、収入がほとんど無い方であった。仮に男性と母子が同一世帯であるならば、生活保護法上、鈴鹿市社会福祉事務所は、男性の収入を調査したうえで、加算を視野に入れた保護費変更決定をする必要があった。それにもかかわらず、鈴鹿市社会福祉事務所は、保護費変更の検討をすることなく、

生活保護廃止処分を行ったのである。

津地方裁判所は、鈴鹿市社会福祉事務所の違法行為を認定し、国家賠償請求を一部認容し、名古屋高等裁判所も津地方裁判所の判断を維持した。

本論で紹介するのは、当職が代理人として関与した、鈴鹿市社会福祉事務所の自動車保有の事案2件である。当事者3名は、いずれも、身体障害者手帳を保有する障害者である<sup>3)</sup>。

当職が最初に関与したのは、見積書提出指導指示違反事件である。先に紹介した鈴鹿市母子加算事件から、約6か月が経過した時期であった。当職の目から見て、鈴鹿市社会福祉事務所は、保護申請時点から、本人に自動車保有を認めないという意識を隠していなかった。その後も、鈴鹿市社会福祉事務所流の出来事が起きるが（詳細は、後述する）、状況が一変したのは、札幌市の見解発表の件である。

すなわち、札幌市は、令和4年1月26日付けにて下記見解を述べた。

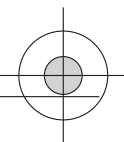
### 記

「…障害等を理由に自動車の保有を認められた場合は、保有する自動車を日常生活で利用することは、被保護者の自立助長、保有する資産の活用の観点から認められるものと考えております」

厚生労働省社会・援護局保護課は、令和4年5月10日、各都道府県市町村の生活保護担当課に対して、下記の事務連絡を發した。

- 1) 報道によれば、生活保護受給者979名のうち511名分の写真撮影がなされていたとのことである。
- 2) 名古屋高等裁判所判決平成30年12月12日賃金と社会保障1727号46頁
- 3) 本件事件の原告弁護団は、小久保哲郎弁護士、太田伸二弁護士、馬場啓丞弁護士及び当職の4名である。
- 4) 令和元年7月8日付けにて生活保護申請。





## 記

「…生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階に至っておりません。」

この一連の騒動を受けて、鈴鹿市社会福祉事務所は、まず、運行記録提出指導指示違反事件で、必要最少限度を超えた指導を行い始めた。そして、指導違反を理由に、聴聞期日を設定し、生活保護廃止処分を行う予定であることも通知したのである。この聴聞通知を受けて、当職は、他の弁護士と共同のうえで、代理人として対応することとなった。鈴鹿市社会福祉事務所は、令和4年9月27日、生活保護停止処分を行った<sup>5)</sup>。

次に、鈴鹿市社会福祉事務所は、運行記録提出指導指示違反事件の処分直後、見積書提出指導指示違反事件で、聴聞通知を行った。そして、令和4年11月1日、生活保護停止処分を行った。

以下において、2つの事案を紹介するが、受任順ではなく、保護停止処分が下された時系列順で紹介する。

## 2 運行記録提出指導指示違反事件

### (1) 生活保護受給するに至った経緯

Xは、母親(処分時80歳。以下、「X1」という)、子(処分時54歳。以下、「X2」という)の2名である(以下、まとめて「Xら」という)。

X1は、「膀胱腫瘍によるぼうこう機能障害」で身体障害者手帳4級を所持する身体障害者である。また、X2は、難病の下垂体前葉機能低下症を患い、「疾患による体幹機能障害」で身体障害者手帳2級を所持する身体障害者である。

Xらは、医療費の捻出が困難であったため、令和元年8月に生活保護申請をし、鈴鹿市社会福祉事務所は、生活保護支給を決定した。

### (2) 自動車の保有の容認に至った経緯について

#### ア 当初の方針

X2は、生活保護開始時、自動車(平成19年式走行距離88,800km)を保有していた。しかし、鈴鹿市社会福祉事務所の担当ケースワーカー(以下「担当CW」という)は、令和元年9月10日の面接で、通院先の病院付近には最寄り駅があることをもって、Xらに自動車の処分を求めた。

なお、担当CWは、生活保護受給中自動車を使用しない旨の誓約書をX2に記載させ、自動車の走行距離メーターの撮影を行ったことがある。

#### イ 主治医の見解

令和元年11月26日、X1は、鈴鹿生活と健康を守る会会長(元CW)ともに保護課を訪れた。その際、通院先病院への経路を具体的に指摘し、自動車の保有について再度検討するよう求めた。

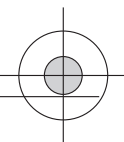
令和元年12月24日、担当CWは、査察指導員(SV)と共に、主治医に事情を確認したところ、主治医は「二男が一人でバスや電車で通院することは不可である」とし、理由は「身体的能力及び精神的能力がないからである」と回答した。SVとしては、公共交通機関での通院可能との言質が欲しくて食い下がったようであるが、主治医は、「二男は年齢とともに、能力が低下しており、現状では公共交通機関での通院は不可である」、「仮に駅に連れて行って、電車に乗るように指示をして、乗らせることはできるだろうが、目的地まではたどり着けないことが考えられるため、そういった理由から、公共交通機関で行けというのは、死ぬと言っているようなものだ」と述べた。

なお、主治医がそれほど述べたにもかかわらず、鈴鹿市社会福祉事務所は、自動車保有を認めることなく、福祉有償運送に固執し続けた。

#### ウ 自動車保有の認容へ—鈴鹿市自動車保有第1号—

令和3年7月2日、鈴鹿市社会福祉事務所は、Xらの自動車保有を認めることとした(書面上は、令和3年7月9日付けである)。ただし、X2の通院に

5) 鈴鹿市社会福祉事務所は、当初の聴聞手続を中止にし、改めて聴聞手続を設定した際、予定の処分が変更されていた。変更理由は、不明である。



限定した保有であること、誓約書及び運行記録<sup>6)</sup>の提出を条件とした。

### (3) 保護停止に至る経緯

#### ア 1回目の文書指示

Xらは、X2の通院以外にも自動車を利用せざるを得ない状況があった。すなわち、X1は膀胱癌の手術で体力的に弱っており、X2も難病（下垂体前葉機能低下症）を患って長い距離を歩くことは困難であった。それゆえ、生きていくためには、通院以外でいうと、買い物等についても、自動車の利用が必須であった。

また、そもそも、Xらは、生活保護法において、運転記録票の提出を義務付けられているわけではない。それゆえ、提出に応じなかったところ、担当CWは、何度も提出を求めてきた。ついに、令和3年11月25日、担当CWは、Xらに対し、運転記録票の提出を求める文書による指導指示を行った。指導指示事項は、下記の通りである。

記

#### 指導指示事項

「令和3年12月9日までに、令和3年7月9日以降分におけるX2さんの自動車の運行記録票を福祉事務所に提出すること」

#### イ 2回目の文書指示

令和3年12月13日、担当CWらは、Xら宅を訪問し、運行記録票の提出を強く求めた。X1は、精査ができないまま記載し、提出した。

担当CWは、提出された運転記録票の通院日に通院したか否かを医療機関に確認したり、レセプトと照合したりする調査を行い、運転記録票に通院したと記載された日の中に、実際には通院をしていない日があることを確認した。その上で、鈴鹿市社会福祉事務所は、令和3年12月20日にケース検討会議を行い、運転記録票に正確に記録することと、X2の通院に利用する以外の目的だけで利用しないこと

を求めるとする文書指示を行うことを決定した。

担当CWらは、令和4年1月5日、Xら宅を訪問し、X1に対してケース検討会議で決定した内容に基づく指導指示書を交付して2回目の生活保護法27条に基づく文書による指導指示を行った。指導指示事項は、下記の通りである。

記

#### 指導指示事項

「●保護申請（自動車の使用）決定通知書（令和3年7月9日付け令和3年度鈴保第403号）の保有条件を遵守すること。なお、特に、以下の内容を遵守すること。

- ◆自動車を利用する度に、運転記録票に必要事項を正確に記録すること
- ◆X2さんがX2さんの通院で利用する以外の目的だけで自動車の利用をしないこと。
- 福祉事務所に対して、虚偽の申告をしないこと。」

なお、Xらは、令和4年1月4日付け同月6日到達の「行政指導の中止等を求める申出書」（甲A9）にて、自動車運転記録票を提出せよとの行政指導を中止するよう求めたが、拒絶回答であった。

#### ウ 3回目の文書指示

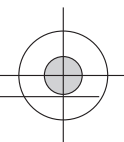
X1は、2回目の文書指導後も、運転記録票を提出しなかった。そこで、鈴鹿市社会福祉事務所は、令和4年5月11日、ケース検討会議を実施し、運転記録票に正確に記録することと、X2の通院に利用する以外の目的だけで利用しないこと及び当月の運転記録票を翌月10日までに毎月保護課に提出することを求める文書指示を行うことを決定した。

担当CWらは、令和4年5月17日、Xら宅を訪問し、X1に対して、3回目の文書による指導指示を行った。指導指示事項は、下記の通りである。

記

#### 指導指示事項

6) 運転記録票は、年月日、使用時間、キロ数、運転経路、用件（具体的に）、運転者、同乗者の記載する書式となっている。



「●保護申請（自動車の使用）決定通知書（令和3年7月9日付け令和3年度鈴保護第403号）の保有条件を遵守すること。なお、特に、以下の内容を遵守すること。

◆自動車を利用する度に、運転記録票に必要事項を正確に記録すること

◆X2さんがX2さんの通院で利用する以外の目的だけで自動車の利用をしないこと。

◆当月分の運転記録票を翌月10日までに毎月福祉事務所に提出すること。

（令和4年5月分提出期限 令和4年6月10日）

●福祉事務所に対して、虚偽の申告をしないこと。」

## エ 当職らの介入

従前で述べたとおり、買い物等に自動車を使わないということは、Xらが生活を送れないことを意味する。それゆえ、運転記録票の提出には大きな精神的負担を感じており、提出をすることが困難であった。

そうしたところ、担当CWらは、令和4年6月20日、令和4年7月8日午前9時から聴聞会を行うとの通知書をX1に交付した。通知書には、予定されている処分として、「生活保護廃止処分」と記されていた。まさに、Xらにとっては、生命の危機である。そこで、緊急対応要請を受け、当職ほか数名の弁護士がX1、X2の代理人として、介入し始めることとなった。

当職らは、令和4年7月4日到達の内容証明郵便にて、弁明の機会の再調整を求める受任通知書を鈴鹿市社会福祉事務所宛に送付した。X2は体調を崩し、入院することになったこともあり、鈴鹿市社会福祉事務所は、翌日付にて、弁明の機会を延期すると回答した。

## オ 聴聞会の実施及び保護停止決定処分

X1は、聴聞通知書を受領する数か月前に、三重弁護士会に人権救済申し立てを行っていた。その判断が、令和4年7月21日に出された。すなわち、三重弁護士会は、鈴鹿市社会福祉事務所に対して、「保有が認められた自動車を利用する度に、運転記

録票に必要事項を記録すること」、「記録した運転記録票を毎月福祉事務所に提出し、担当ケースワーカーによるメーターの点検を受けること」を求める行政指導は、Xらの移動の自由及びプライバシー権を侵害するものであり、自動車の利用をX2が通院で利用する場合に限定するという保有条件を変更した上で、行政指導を中止するよう勧告したのである。なお、当職らは、三重弁護士会の勧告に基づき、鈴鹿市社会福祉事務所に行政指導の中止を求めたが、拒否された。

そして、鈴鹿市社会福祉事務所は、当職らのスケジュールを無視して、一方的に、聴聞期日を令和4年9月14日午前9時と定めた（なお、予定している処分は、「生活保護停止処分」に変わっていた）。当職らは、抗議の意思を示すとともに、状況を把握したうえで、弁明をしたい旨を述べ、質問事項書を送付した。

鈴鹿市社会福祉事務所は、令和4年9月27日、X1に対して、生活保護停止処分を行った。当職らの上記質問事項には一切回答が無かったうえに、聴聞期日の調整は無かった。

## （4）提訴及び執行停止申立

令和4年10月6日、当職らは、津地方裁判所に取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を提起した。同時に、Xらの生活を維持するため、生活保護停止処分の執行停止申立も行った。

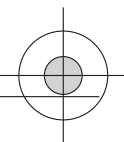
令和4年10月20日、津地方裁判所は、「生命身体に対する危険にも直ちに直面する」として、第一審判決に至るまで執行停止を認めた。

令和4年11月2日、鈴鹿市は、執行停止決定に対して、即時抗告を申し立てた。令和5年1月10日、名古屋高等裁判所は、棄却した。

## （5）新たな処分の予告

令和5年2月24日、当職に1つの情報が飛び込んできた。X1及びX2に対して、聴聞通知書が届いた。そこには、生活保護停止処分を予定している旨が記されている。理由は、“自動車の見積書を2社分出せ。”との指示違反のようである。





だが、既に生活保護停止処分が出ている状態で、当該処分を取り消すことなく、再び処分をすることは、理論上許されていない（詳細は、コンメンタール行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償法【第2版】305頁ないし306頁を参考にされたい。）。また、「生命身体に対する危険にも直ちに直面する。」と指摘した津地方裁判所などの司法判断を無視することになる。

したがって、新たな処分は、これまで以上に、疑問等が孕んでいると言って差し支えないだろう。処分を止めるか、それとも、処分を強行するか。結果は、報道にて確認されたい。

### 3 見積書提出指導指示違反事件

#### (1) はじめに

令和4年10月4日、見積書提出指導指示違反事件において聴聞期日の通知を受けていた。運行記録提出指導指示違反事件の提訴2日前のことであった。なお、聴聞期日は、同月27日午前9時である。

鈴鹿市社会福祉事務所は、令和4年11月1日、X3（処分当時70歳）に対して、生活保護停止処分を行った。これは、運行記録提出指導指示違反事件にて執行停止決定が出てから、12日目のことであった。

以下、時系列に沿って、本件事案を紹介する。

#### (2) 前提—生活保護申請から本件に至るまでの経過—

ア X3は、昭和50年以降、四日市市にて、犬の美容室を営む個人事業主であった。その後、四日市市の店舗を閉めた後、鈴鹿市にて、犬の美容室を開業した。

X3は、業務中、中腰等の姿勢でペットの毛を洗ったり、整える作業をせざるを得なかった。平成22年、X3の母が亡くなり、また、長年にわたるトリマー業務の結果、X3は、頸椎症性脊髄症を発症し、四肢体幹機能障害を患った（なお、X3には、平成22年8月12日付けにて、身体障害者手帳1級が交付され

ている。）。)

そこで、生活保護を申請し、保護費を受給するに至った。ただ、平成24年、X3の子が就労を開始したことをきっかけに、一旦、生活保護廃止となった。

イ ところが、X3の息子が結婚することとなり、家族を養う必要が出たため、X3を経済的に支えることができなくなった。

そこで、X3は、単身世帯として、令和元年7月8日に生活保護申請をし、同月23日に処分行政庁による生活保護受給開始決定がなされた。冒頭でも触れた通り、当職は、生活保護申請に同行した時点から代理人として関与していた。

ウ 鈴鹿市社会福祉事務所は、X3に対し、自動車の保有を認めない方針であったと思われる。生活保護申請時点で、自動車に市場価値がない旨が記載された使用済車引取依頼書、主治医から「**自家用車の通院が必要な状態です**」との診断書を提出していたが、当初から福祉有償運送の利用を促してきたからである。

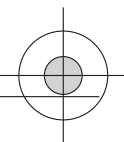
以後、当職は、鈴鹿市社会福祉事務所との間で、書面による質問と回答を繰り返すこととなる。通数は、6通となった。当職は内容証明郵便で発送し、鈴鹿市社会福祉事務所は、回答書を普通郵便で送付してきた。この繰り返しである。

この質問回答のやり取りをしている間に、X3は、鈴鹿市社会福祉事務所から指導指示を受けたことがある。それは、「**障がい福祉課にて福祉有償運送の利用に向け障害支援区分認定の申請手続**」をせよとの内容である。鈴鹿市社会福祉事務所の狙いは、区分認定を受けさせることで、福祉有償運送の利用を前進させる点にあった。ただ、X3は、身体障害者手帳1級の障害者であり、福祉サービスを受けられるならば、それに越したことは無い。それゆえ、X3は、指導に従い、手続きを行った。鈴鹿市社会福祉事務所は、令和元年12月19日、障害支援区分<sup>7)</sup>について、区分1と認定した。

鈴鹿生活と健康を守る会会長（元ケースワーカー）

7) 障害者総合支援法第4条4項によれば、必要とされる支援の度合いは、非該当、区分1ないし区分6に分類されている。区分6が最も支援の度合いが高い分類であるため、X3は、必要とされる支援の度合いが最も低いと認定されたこととなる。





が、独自に調査したところ、少なくとも、X3が利用できる福祉有償運送は無かった。そのことを鈴鹿市社会福祉事務所に伝えたが、鈴鹿市社会福祉事務所は、令和2年1月20日、X3に対して、保護申請（自動車の使用）却下決定を行った。なお、法理論的には、回答もしくは行政指導の法的性質にすぎず、「却下」は誤りであった。それにもかかわらず、鈴鹿市社会福祉事務所は、「審査請求ができる」との誤った教示を行った。これぞ鈴鹿市社会福祉事務所流なのかもしれない。

そこで、X3は、念のため、審査請求をしたが、三重県知事は、理論的な誤りに気付き、令和3年3月25日、審査請求を却下とした。<sup>8)</sup>

後日談となるが、鈴鹿市社会福祉事務所は、令和2年3月17日時点で、X3が利用できる福祉有償運送はないことを把握していた。

### (3) 本件指導指示に至った経緯

#### ア 宙ぶらりんの状態

審査請求が却下された後、架電連絡があるにとどまり、福祉有償運送の利用を指示する等の行政指導は、一切なくなった。その期間は、約1年4か月間にも及ぶ。そのため、X3は、担当CWに対して、「私、宙ぶらりんで、どうなるの。」と尋ねたほどである。

#### イ 令和4年8月19日付回答書

鈴鹿市社会福祉事務所は、X3に対して、自動車の保有を認めないとの回答を行った。その理由は、端的に言うならば、課長通知<sup>9)</sup>の要件に該当しないとのことであった。<sup>10)</sup>

X3としては、到底受け入れることのできない回答内容であった。

#### ウ 文書による指導指示

鈴鹿市社会福祉事務所は、令和4年9月9日、X3に対して、文書による指導指示をした。指示内容

は、下記の通りである。

記

#### 【指導指示事項】

令和4年9月26日までに、以前に提出してもらっているものとは異なる自動車の処分に係る見積書を2社以上分福祉事務所に提出すること

鈴鹿市社会福祉事務所は、かかる指導指示の目的を明らかにしていない。

しかし、従前から自動車保有を認めない姿勢、「処分」という文言からすれば、自動車の廃車を想定していることは、容易に想像しうる。それにもかかわらず、仮に廃車手続をとった場合、X3がどのような手段で買い物や通院をするかという具体的な措置を考慮していなかった。

そして、従前でも述べた通り、X3は、自動車の処分の見積書をすでに提出している。しかも、当該見積書は、ディーラーが関与しているのである。

#### (4) 聴聞会の実施通知及び抗議等

鈴鹿市社会福祉事務所は、X3に対して、令和4年10月4日、同月27日午前9時に聴聞期日を行うと通告し、予定処分として生活保護停止処分を通告した。

X3は、当職らを通じて、令和4年10月24日到達の内容証明郵便により、抗議をするとともに、代理人弁護士らのスケジュールと調整のうえ、聴聞期日の再設定を求めた。同時に、弁明の機会に備えて、質問事項を送付した。

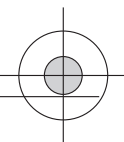
#### (5) 本件処分に至った経緯

ア 鈴鹿市社会福祉事務所は、令和4年10月25日付けにて、X3の保護費を変更した。これは、いわゆ

8) なお、三重県知事は、「福祉事務所長が審査請求人に本件通知を行うにあたり、処分に該当しない内容を処分の形式により通知したこと及び三重県知事に対して審査請求することができる旨の誤った教示を行ったことは不適切であるため、今後同様の事態が発生しないよう徹底されたい。」との苦言を裁決書の末尾に記した。

9) 昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の間12のこと。

10) 強いて言うならば、回答書には、「通常時はタクシーでの通院が可能、また、緊急時は救急車での搬送ができる」という点が挙げられている。



る冬季加算の認定によるものである。

これにて、鈴鹿市社会福祉事務所は、X3が生活保護を受けていないと、生活が即時に困窮することを理解していたはずである。そして、運行記録提出指導指示違反事件において、執行停止決定が下された状態であった。代理人のあいだでは、第二の事件を防げたかもしれないと期待した。

イ しかし、前述のとおり、鈴鹿市社会福祉事務所は、令和4年11月1日、X3に対し、X3が本件指導指示に従わなかったことを理由として、生活保護停止処分を行った。

#### (6) 提訴及び執行停止申立

令和4年11月9日、当職らは、再び、津地方裁判所に取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を提起した。同時に、X3の生活を維持するため、生活保護停止処分の執行停止申立も行った。

令和4年11月24日、津地方裁判所は、「生活扶助、住宅扶助及び医療扶助等は健康で文化的な最低限度の生活を維持するうえで必要不可欠なもの」とし、第一審判決言い渡し後60日が経過するまで執行停止を認めた。<sup>11)</sup>

なお、鈴鹿市は、令和4年12月2日、執行停止決定に対する即時抗告を断念した。

## 4 結び—連の裁判がもたらすもの—

(1) 運行記録提出指導指示違反事件は、自動車保有認容後のケースであり、他方で、見積書提出指導指示違反事件は、自動車保有認容前のケースである。両者は、全く同一の事案ではない。とはいえ、

裁判闘争になると、法律構成は、類似してくる。

すなわち、取消訴訟においては、実体法上の違法として、①生活保護法違反の指導指示であり、そもそも生活保護停止処分権限を有しないこと、②裁量権逸脱濫用による生活保護停止処分であることを主張している。なお、手続上の違法は、訴状段階で触れていない。これは、提訴を最速で行うための措置である。無論、後日、準備書面にて、手続上の違法を主張展開する予定である。

(2) では、①生活保護法違反の主張の骨子は、何か、簡潔に説明する。指導指示は、一般的に、「必要の最少限度に止めなければならない」（生活保護法27条2項）。そして、生活保護法は、保護者の自立助長（法1条）及び資産活用（法4条1項）を謳う。その観点から、運行記録提出指導指示違反事件においては、鈴鹿市社会福祉事務所の行った「運行記録提出せよ」との指示は、これらの法令に反するのである。無論、移動の自由、プライバシー権の侵害という面もあることは言うまでもない。なお、見積書提出指導指示違反事件も、「見積書提出せよ」との指示が保護者の自立助長（法1条）及び資産活用（法4条1項）などの法令に反するという論理展開を行った。

当然、法令違反の指示に従うべき義務はない。むしろ、上位規範が優先されることになるため<sup>12)</sup>、当然に、かかる指示は無視しなければならないのである。

したがって、運行記録提出指導指示違反事件、見積書提出指導指示違反事件のいずれの指導指示も、法が予定した指導指示というべきではなく、その結

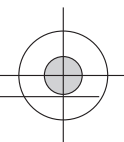
11) 当職らは、運行記録提出指導指示違反事件において、「判決宣告まで」を終期に執行停止決定を求めた。これは、行政事件訴訟法28条において、審級ごとに執行停止の判断を下すという法文の立て付けが根拠である。

ただ、これでは、不都合な事態が起り得る。それは、裁判所が全部認容判決を下した場合である。控訴期限が経過しなければ、判決は確定しないため、勝訴したのに、執行停止決定の効力が切れて、生活保護停止処分の効果が“復活”してしまうのである。そこで、見積書提出指導指示違反事件では、行政事件訴訟法28条に反せず、かつ上記不都合の生じない表現として、「本案の第1審の判決言い渡し後60日が経過するまで停止」を求めた。

12) 労働問題の場面を考えれば、イメージが沸くだろう。

雇い主は、従業員に対して指揮命令権を有する。それゆえ、雇い主の指揮命令に違反すれば、状況次第では、懲戒の可能性は否めない。他方で、雇い主から、就業中に「アイツの物を奪ってこい。」と命令されても、かかる命令に従わなくて良い。なぜなら、雇い主の指揮命令よりも上位規範である法律（刑法235条）が「窃盗をしてはならない」と国民に命じているからである。

したがって、従業員は、かかる雇い主の命令を無視すべきなのである。



果、生活保護法62条3項に違反した状態に至っていない。

(3) 次に、②裁量権逸脱濫用による生活保護停止処分の骨子である。

何らかの理由で、運行記録提出指導指示違反事件、見積書提出指導指示違反事件のいずれにおいても、指導指示違反が存在した場合、形式上、生活保護法62条3項が予定した状態となる。同条項は、「保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」と定めるだけである。

しかし、この条項は、無限定な裁量を認めた規定ではない。名古屋高等裁判所は、下記の要旨を述べ、一定の要件を満たした場合に限り、適用可能な条項であると解釈している。<sup>13)</sup>

#### 記

保護に関する処分は被保護者の生活の維持に関わり、その利益に重大な影響を及ぼすから、保護の実施機関は、指示違反があれば裁量によりどのような処分もなし得るものと解すべきでなく、当該処分が著しく相当性を欠く場合には、裁量権を逸脱又は濫用したものとして、違法となると解すべきである。特に、保護の廃止処分は、保護の実施を終了させる被保護者にとって最も重い処分であることに照らすと、処分の根拠となった指示の内容の相当性、指示違反に至る経緯、指示違反の悪質性、将来において指示事項が履行される可能性、保護の停止を経るこ

となく直ちに保護を廃止する必要性・緊急性及び保護の廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度等を総合考慮して、裁量権の逸脱又は濫用を判断するのが相当である。

当職らは、本件処分が行われる前、鈴鹿市社会福祉事務所に対して、四日市インスリン事件の存在を伝えていた。ゆえに、指導指示に違反したとしても、四日市インスリン事件が明示する規範に当てはめて、裁量権逸脱濫用とはいえないという検討をしなければならない。

ところが、鈴鹿市社会福祉事務所は、生活保護停止処分前の交渉段階で、当該裁判例を踏まえた主張をしていない。また、生活保護停止処分の理由においても、四日市インスリン事件を意識した理由を付していない。これらの事象は、運行記録提出指導指示違反事件、見積書提出指導指示違反事件のいずれにおいても、同様である。

このような鈴鹿市社会福祉事務所の姿勢を踏まえると、そもそも、裁量権逸脱濫用とは何かを把握できていない節がある。<sup>14)</sup>

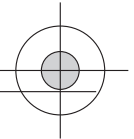
なお、報道で把握する限りとなるが、鈴鹿市社会福祉事務所は、見積書提出指導指示違反事件の執行停止決定に対する即時抗告を断念した際、「生活保護が止まると、女性には最低生活をまかなうだけの収入がないと判断した」「(生活保護の停止を決めた理由として)ほかに見積書を提出してもらおう手段がなかったため」などと述べているようである。

13) 四日市インスリン事件(名古屋高等裁判所判決平成30年10月11日判時2434号23頁)。なお、本件も、馬場弁護士及び当職が代理人として関与した事案である。

14) 既に紹介したことであるが、鈴鹿市社会福祉事務所は、“自動車保有の申請却下処分”を行い、かつ審査請求が可能であると教示した。驚愕すべきことは、三重県知事から裁決書にて苦言を呈されたにもかかわらず、令和4年8月9日、再び自動車保有の申請却下処分する予定と口頭で通告されたことである。当職は、直ちに「処分性がないと指摘されたのに、また却下をされるのか。」等と指摘した。その結果、鈴鹿市社会福祉事務所は、自動車保有の申請却下処分をすることなく、前述のとおり、令和4年8月10日付けにて「回答」をするという方法に方針を変更した。

なお、このエピソードは、単に法律の理解が不足しているという評価にとどめるのではなく、それほどまでに自動車保有を認めない強い意思を有していると評価したほうが適切と思われる。





(4) 自動車保有を巡る諸問題に関して先例は、峯川訴訟<sup>15)</sup>、枚方訴訟<sup>16)</sup>の2件が挙げられる。ただ、厚生労働省は、枚方訴訟の判決後、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の間12について、一部内容を変更した。その結果、必ずしも、枚方訴訟の司法判断に基づき、現場で早期解決が図れる状態になっていない。

そして、既に紹介したとおり、令和4年5月10日付け厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡が発生し、その結果、運行記録提出指導指示違反事件及び見積書提出指導指示違反事件の両事件が勃発した可能性が極めて高い。しかも、和歌山県、滋賀県などでも、自動車保有を巡る事案が勃発したようである。今、この瞬間にも、全国のどこかで類似事案が起きている。生活保護受給者の多くは、弁護士及び支援者との接点を有していない。相談先がなく、泣き寝入りを事実上受け入れるしかない方もいる。このことは、司法の世界に身を置く者として、心得ねばならない。

したがって、このような状況に照らすと、運行記録提出指導指示違反事件及び見積書提出指導指示違反事件の両事件は、司法の存在意義、役割が大いに期待されることは言うまでもない。その期待は、万が一、司法過疎地域であり、支援者しかいない状態であっても、「判例がある」との指摘で解決できる司法判断ではないだろうか。最善を尽くしたい。

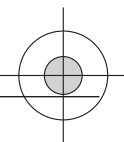
(あしばはじめ／弁護士・リベラ法律事務所)

---

15) 生活保護を受けていた原告らは、自動車の所有を禁止する指示に違反したことを理由に保護の停止処分を受けたため、処分の取消等を求めた事案である。福岡地方裁判所は、「文理上は、指導ないし指示が比較的軽微な場合には、保護の変更により、これによることが適当でない場合は保護を停止することと定めているのであるが、指示が比較的軽微とはいえない場合であっても、保護の停止は、被保護者の実情によっては、直ちにその生活を困窮させる場合も少なくないと考えられるのであるから、その適用に当たっては、極めて慎重であるべき」などと述べ、生活保護停止処分の取消しを認めた（福岡地方裁判所判決平成21年5月29日賃金と社会保障1499号28頁）

16) 大阪府枚方市に住む障害のある高齢女性が生活保護を申請したところ、自動車保有要件を満たさないとして保護申請を却下されたことを争った事案である。大阪地方裁判所は、「通院等の保有目的が認められることを前提として生活保護の開始と共に自動車の保有が容認された場合には、日常生活において保有する自動車を利用することなく、費用を負担してタクシーを利用したり、第三者の介護を求めたりすることは補足性の原則（生活保護法4条1項）にも反することである。当該自動車を通院等以外の日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長（同法1条）及びその保有する資産の活用（同法4条1項）という観点から、むしろ当然に認められるというべきである。」と判示し、原告の請求を一部認容した（大阪地方裁判所判決平成25年4月19日・判タ1403号91頁）。





# 障害者権利条約の総括所見をどう読むか

佐藤 久夫

## 1. はじめに

2022年9月に国連・障害者権利委員会が採択した日本への総括所見は、これまでに出示された109本の中で、もっとも力が入った総括所見と言える。第1条から33条のすべての条項で懸念と勧告が示されているのは日本と2019年のインドのみで、英文15ページ以上は21本あるが、日本と2021年のフランスのみが最長の19ページである。他国への総括所見にも書かれている一般的な記述は少なく、具体的なものが多い。JDF（日本障害フォーラム）などのパラレルレポート（パラレポ）をよく読み込んでいる。

障害者権利条約（以下、条約）はすでに、その批准のための国内法の整備（2010年からの「障がい者制度改革推進会議」）によって、障害者差別解消法の制定など一定の影響をもたらした。今回の総括所見によってより大きな、また総合的な改革が期待される。

## 2. 横断的・総括的事項

### ① 医学モデルから人権モデルへの転換

総括所見では全体を通じて、また特に第1～4条の総論的事項において、障害（者）にかかわる視点・意識を抜本的に転換するよう国に求めた。より具体的には3点あり、第1に日本の障害者の法・政策が父権主義的アプローチであり、条約が示す障害の人権モデルに変えるよう勧告した（パラグラフ7、8）。障害者を人権の主体、平等な市民と見ていないとの批判である。

第2にこの法・政策の中でもとくに、障害認定制

度が機能障害と能力の評価に基づく医学モデルであり、これを見直し、すべての障害者（とくに知的、精神、感覚の障害を例示）が必要な支援を受けられるよう、人権モデルに変えることを求めた（パラ7、8）。

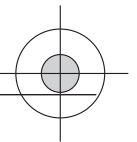
日本政府は初回締約国報告でもジュネーブでの「建設的対話」でも、障害者基本法に基本的人権の享有などの理念を盛り込み、障害者の定義に「社会的障壁」を位置づけるなど、社会モデル・人権モデルをすでに採用していると答えてきたが、厳しい勧告となった。

第3に、「2016年に相模原市の津久井やまゆり園で発生した殺傷事件への包括的な対応の欠如は、主に社会における優生思想や能力主義の考え方に起因している」と懸念し、「優生思想や能力主義的な考え方と闘い、そのような考え方を社会に広めた法的責任の追及を目指して、津久井やまゆり園事件を見直すこと」を勧告した（パラ9、10）。この事件から日本が何を学び、再び起こさないためにどう行動するのか、注目されている。また優生思想を社会全体の問題としつつも、国家の責任の重要性を指摘した。

### ② 国内人権機関の設立など人権救済制度の確立

「パリ原則を完全に遵守して、人権の保護に関する幅広い任務と十分な人的、技術的および財政的資源を備えた国内人権機関を設立すること」が求められ（パラ70）、また個人通報を可能にする選択議定書の批准が求められた（パラ12）。現在193の国連加盟国のうち120に独立した国内人権機関があり、100か国が選択議定書を批准している。他の人権条約の総括所見でも勧告を受けてきたが、日本政府は今回の審査でも「検討中」と繰り返した。

また「障害者政策委員会の公的な能力を強化し、条約の実施を監視するために、その独立性、委員構成に障害の多様性およびジェンダーバランスを保証



すること」が勧告された（パラ70）。なお、救済制度の整備は第5条（差別禁止）、第16条（虐待など）、第22条（プライバシー）などいくつかの分野でも勧告されている。

### ③ すべての分野で障害者統計を

第31条（統計とデータ収集）に関して、「生活のあらゆる領域で」障害者に関するデータ収集を行うこと、および居住施設と精神科病院で生活する人を調査に含めること、が勧告された（パラ66）。

2021年の社会生活基本調査および2022年の国民生活基礎調査で障害に関する設問が用いられ、はじめて国の基幹統計に「障害の有無」を聞く設問が入った中での総括所見であった。どの分野で障害者データを収集すべきかを総括所見は明記していないが、JDFのパラレポは、国勢調査、労働力調査、学校基本調査などを例示していた。

以上のほか、総括所見の横断的事項としては、障害者団体の政策決定への参加、障害者サービスの市町村格差の解消、条約に関する関係者への体系的な研修などに注目される。

## 3. 分野別事項

分野別事項は、条約の第5条（平等及び無差別）から第30条（文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加）までの具体的権利に関するものである。なお、第19、24、27条については次章で取り上げる。

### ① 精神障害者への医療の改革

障害を理由とする非自発的入院を認める法規定の廃止、障害を理由とする同意のない精神科治療を正当化する法規定の廃止と、精神科医療の監視の仕組みの設置（パラ32）が勧告され（パラ32）、精神医療審査会の独立性を疑問とし（パラ33）、「効果的な独立した監視機構」の確立を求めた（パラ34）。

### ② 手話言語の公用語認定

第21条（表現及び意見の自由と情報へのアクセス）の項で、総括所見は、手話言語の法的認定について次のように勧告した。「日本手話言語を国レベルの

公用語として法律で認め、生活のあらゆる場面で手話言語へのアクセスとその使用を促進し、有能な手話言語通訳者を訓練し確実に利用できるようにすること」（パラ46）

JDFパラレポ（その1）では、「2016年、全国に1788ある自治体議会の100%で、『手話言語法制定を求める意見書』が採択された。2017年、全都道府県の知事が加盟する『手話を広める知事の会』より、手話言語の制定を求める要望書が政府に提出された。2019年6月末時点で、26道府県7区203市40町1村の計277自治体が、手話言語条例を制定・成立させている。しかし国レベルの手話言語法はまだ制定されていない」と紹介した。

### ③ 障害年金額の改善

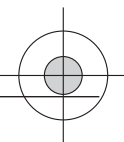
第28条（相当な生活水準と社会的保障）で総括所見は、「障害年金は国民の平均所得と比較して著しく低いこと」を懸念し、「障害者団体と協議の上、障害年金の額に関する規定を見直すこと」を勧告した（パラ60）。

2016年国民生活基礎調査の1人当たり平均所得金額は月約18万円なので、2016年厚労省「生活のしづらさなどに関する調査」によると、成人期障害者の4分の3以上が国民の平均以下で、さらに平均の半分未満（相対的貧困）である9万円未満は53%となる。

このほか、障害者差別解消法の改正（複合的・交差的差別の禁止の明記等）（パラ14）、障害のある女性・少女へのエンパワメントのための具体的措置（パラ16）、旧優生保護法の下での被害者の補償制度の改正（パラ38）、成年後見制度の廃止と支援つき意思決定制度の確立（パラ28）など、すべての条項で勧告がなされた。

## 4 入所施設、特別支援学校、福祉的就労に関する勧告

総括所見は、入所施設、特別支援学校、福祉的就労については、その廃止を目指すとしている。この点については、真に平等でインクルーシブな社会を目指す条約として当然だとする受け止め方がある。



またこれらの廃止は重大な権利侵害になるとの懸念もある。

まず総括所見の記述を見てみる。ただし紙幅の都合で筆者による要約の紹介となる。

#### ① 総括所見の懸念と勧告（19条：自立生活と地域社会への包摂、パラ41-42）

(a) 障害者および障害児の施設収容の永続化が、家庭・地域生活を奪っている。施設収容の廃止に向け、予算を施設から地域に振り向け、迅速な措置をとること。

(b) 認知症者を含む精神障害者の無期限の精神科入院をやめるため、すべてのケースを見直し、自立生活をはぐくむこと。

(c) 親依存生活の人やGH居住者を含めどこで誰と暮らすかの選択が制限されている人の現状を変え、選択可能とすること。

(d) 脱施設化の国家戦略、法制、地域へのインクルージョンの認識の欠如が問題。その法と戦略を立ち上げ都道府県に実施義務を課すこと。

(e) 不足している地域の住宅や支援サービスを整備すること。

(f) 障害の医学モデルに基づく支給判定制度を、障壁と（支援）ニーズの評価を含む人権モデルに基づくものに切り替えること。

#### ② 総括所見の懸念と勧告（24条：教育、パラ51-52）

(a) 医学的評価に基づき、特別支援学校が永続し、通常の学級に障害児が参加できないことを懸念。また特別支援学級の存在も懸念。分離された特別教育の廃止を目的に、法改正によりインクルーシブ教育の権利を認めること。合理的配慮と必要な個別支援を保障するため、インクルーシブ教育のための国家行動計画を採択すること。

(b) 障害児の通常の学校への入学の拒否を違法とし、特別学級在籍児が授業時間の半数以上を通常学級で過ごしてはならないという2022年の局長通知を撤回すること。

(c) 障害児への合理的配慮を保障すること。

(d) 通常教育の教員等の研修を強化し技術と意識を向上させること。

(e) 通常教育での手話言語やわかりやすい版な

どアクセシブルな様式を保障し、ろう児・盲ろう児などのインクルーシブ教育を促進すること。

(f) 高等教育への障害学生のアクセスを保障する総合的国家政策の策定。

#### ③ 総括所見の懸念と勧告（27条：労働と雇用、57-58）

(a) 保護作業所から開かれた労働市場への移行を加速させ、インクルーシブな労働環境での同一労働同一賃金を保障すること。

(b) 職場の物理的アクセシビリティを確保し、個別支援と合理的配慮に関する雇用主教育を行うこと。

(c) 障害者雇用率の自治体間および民間分野間の格差をなくし、積極的格差是正措置を強化し、障害者雇用に関する監視の仕組みを確立すること。

(d) 職場でのパーソナルアシスタンスの利用を制限する法的規定の撤廃。

#### ④ 日本政府の障害者政策の「全体的な方向」を問題にした

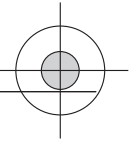
障害者権利委員会（以下、委員会）の役割は、締約国が条約の個々の条項について、実現の方向に進んでいるか、逆行しているか、停滞しているか、などの「基本的な動向」の評価をすることである。その評価の視点・ものさしは条約そのもので、すべての障害者の尊厳と自由が確保され、他の者と平等に社会参加が出来ているかどうかを見る。

委員会は、地域生活、教育、労働などの分野で日本は停滞または逆行していると評価した。これは締約国報告やパラレポの情報・データから当然である。特別支援学校や保護的就労が増加し、入所施設や精神科長期入院はほとんど減らない。精神科医療では非自発的入院が増加し、身体拘束は急増している。

#### ⑤ 誤解の余地のない強い勧告を必要とした

しかし委員会は、こうした実態、特に統計的事実にもかかわらず、締約国には停滞・逆行の自覚はないと判断した。日本政府の報告から伺われるのは、一般就労の増加に成功しており、通常学級での支援も増やしている、地域社会での福祉サービス支援を増加させ、精神科医療の改革にも取り組んでいる、満点をくれとは言えないが及第点はもらえるはず





だ、という程度の認識にとどまっているとの判断がなされたのであろう。

こうした日本政府に対して、総括所見がもし「一般雇用の推進」、「地域生活の推進」などの勧告にとどまれば、明らかに響かなく、逆に政府は、「それは進めており、成果もあげている。日本は肯定的に評価された」と受け止めかねない。より強く明確な（都合のよい「誤解」を与えない）伝え方が必要と委員会は考えた。

そのため、各条ともまず(a)項で、「特別の場」の廃止・縮小を目指すことを掲げ、日本の目標・方向が間違っていることを伝えた。もしこれを(b)以降に掲げたら、日本政府は政策の目標・方向が問われていることに気づかず、当分の間「特別の場」を継続することを国連が容認した、と解釈しかねない、と懸念したのであろう。

筆者は、「特別の場」の廃止により「主流の場」への参加が実現するのではなく、「主流の場」がアクセシブルとなり「特別の場」は選ばれなくなって消滅する、というのが歴史の流れと思うが、委員会も同様に考えつつも、そのように表明すると「特別の場」の「当分の間の」容認とみなされる危険があるので、そう言えないでいるとみる。

## ⑥ 「特別の場」に関する障害者・家族・支援者の受け止め方

このような、「特別の場」に関連する総括所見の提起をどう受けとめるか。いくつかの方向を考えてみたい。

第1に、障害者個人として、そして家族・支援者として、人生の進路をインクルーシブの方向に転換する道である。これまでの日本の障害者運動は、無教育から教育に、無就労から就労に移行させてきた。親元生活から施設生活に移行し、食事、衛生、健康管理、社会生活が改善し、確実に寿命を延ばした。これらの「特別の場」は歴史的権利運動の成果である。こうして今日の障害者は前の世代に比べてよい生活を生きている。

しかし現状で本当によいのか。「特別の場」で心から満足できる人生と感じられるのか、平等な市民として胸を張れる社会参加なのか。条約と総括所見

が提起するインクルージョンの生活・人生を考えてみるきっかけにすることもできる。

第2に、反対に、何十年か先に実現できそうな条約の理想像に沿って「今の」自分の人生を選択するわけにはゆかない。現在の「特別の場」を継続し、その生活の充実を図る道である。条約も総括所見も、障害者が障害のない人と同じような生活ができることを目指しつつ、その現実的な見通しがなく「特別の場」をなくす、つまり二階に上げてはしごを外すようなことは考えていない。つまり、将来の障害者の人生も今の障害者の人生も重要である。

第3に、「主流の場」をインクルーシブにする取り組みを、総括所見の応援を得て強化する。国は、これを国家計画により取り組み、次回報告(2028年2月)までにその成果を報告するよう求められた。障害者団体サイドでもこの機会を生かしたい。

たとえば地域生活支援の分野では、入所施設や精神科病院にいる人や、高齢の親の介護を受けている人を含めて、本人の希望に沿った地域生活のための個別支援計画の実施が期待され、これを支えるためにすべての市町村に地域生活支援拠点やピアサポーターや権利擁護の体制が設けられなければならない。2022年の精神保健福祉法改正で設けられた入院者訪問支援事業を活用し、多くの障害当事者や地域支援者が長期入院者と接触し、支えてゆく取り組みも重要であろう。

教育の分野でも、すべての子どもを地域の学校で受け入れ、すべての学校に特別支援学級を設け、通常学級の学級定員の減少と合理的配慮の提供などの取り組みが期待される。

雇用の分野では、職業上の障害の概念の見直しを含め法定雇用率を改正し、職業訓練・職業紹介の仕組みを集団志向から個別志向に切り替え、就労が安定するまで障害年金などの給付を継続できる制度への転換などの給付制度改正を行い、雇用差別解消と合理的配慮のための技術支援と監視の仕組みを整備するなどが期待される。

(さとうひさお/日本社会事業大学名誉教授)



書評

# 『「健康で文化的な生活」をすべての人に ——憲法 25 条の探求』

浜岡 政好、唐鎌 直義、河合 克義 編著（自治体研究社 2022 年）

評者：朴 仁淑

本書は、「健康で文化的な生活」調査結果をもとに、日本で暮らしているすべての人が「健康で文化的な生活」を送られているかを問う。さらに、「健康で文化的な生活」を実現するために何が必要かを問いかけている。本書の「健康で文化的な生活」調査とは、2018年に全日本民主医療機関連合会（以下、全日本民医連とする）の共同組織と、全国生活と健康を守る会連合会（以下、全生連とする）の会員を対象に実施されたものである。調査は、2段階で行っており、1次調査としてアンケート調査を実施し、2次調査は1次調査結果を類型化した上で、訪問面接調査を実施している。

## 本書の構成と概要

本書の構成は以下のとおりである。

\*\*\*\*\*

### はじめに——「健康で文化的な生活」調査の概要と

#### 本書の目的・構成

#### 第1部 調査からみえてきた「健康で文化的な生活」の現実

- 第1章 全国生活と健康を守る会連合会会員の生活実態と文化的な生活
- 第2章 全日本民主医療機関連合会調査から判明した一般的諸事実
- 第3章 経済的な理由による「切り詰め」・「滞り」の経験の特徴

第4章 調査の自由回答にみる生活の現実

第5章 人生の軌跡と今

#### 第2部 「健康で文化的な生活」実現の条件

第6章 「文化」と「生活」

第7章 いのちのとりで裁判と健康で文化的な最低限度の生活

第8章 日本の社会保障政策と最低生活保障の現状

第9章 フランスにおける子ども家庭福祉と文化政策

第10章 「健康で文化的な生活」を問うことの意味

#### おわりに——「健康で文化的な生活」をすべての人に 〈地域・自治体からの活動・運動の組織化を〉

\*\*\*\*\*

\*

第1部は、「健康で文化的な生活」調査（1次調査と2次面接調査）からみえてきた生活実態について検討している。

まず、第1章では、全生連の会員を対象に実施した調査をもとに会員の生活実態を考察している。特に、「文化的な生活」に焦点を当て、社会活動への参加と文化施設の利用状況を中心に分析している。調査結果から、収入が低い人ほど文化施設の利用が少なくなっており、排除されていることがわかる。

「文化的な生活」を保障するためには、誰でも文化施設の利用や社会活動への参加が気軽にできるように支援することが求められる。

第2章は、全日本民医連の共同組織を対象とした「健康で文化的な生活」調査結果を分析、考察している。調査では、WHO（世界保健機関）の「健康」の定義を用いて、「健康な生活の実態」の把握に焦点を当てている。さらに、「正月のお祝い」「泊まりがけの旅行」「文化的施設などの利用」「健康な生活」「文化的な生活」「経済的な生活」といった多角的な視点から、「健康で文化的な生活」の実像を把握しようとしている。しかしながら、調査結果は「健康で文化的な生活」の基準を一律的に規定することは難しいことを示している。

第3章は、2つの調査（全生連調査と全日本民医連調査）の調査結果をもとに、経済的理由によって、食費を削る、外食を控えるなどの「切り詰め」の経験、経済的理由により保険料や電話料金の滞納などの「滞り」の経験について、2つの調査を比較し相違点について考察している。

第4章のⅠは、全生連調査と全日本民医連調査の1次調査における自由回答の記載内容から「健康で文化的な生活」とは何かを考えている。「生活上の困り事」への回答より、「健康で文化的な生活」の実現を妨げる要因を検討している。評者にとって印象的であったのは「健康で文化的な生活」とは何かについて、数は少ないが「分からない・考えたことがない」といった答えである。生活が困窮している人の場合、生活の安定が先であるため、「健康で文化的な生活」について考える余裕すらなく、「健康で文化的な生活」を追求することは難しいのではないかと考える。さらに、第4章のⅡでは1次調査の「生活上の困り事」に関する自由回答から「心配」「不安」の記述に着目しており、生活を切り詰めている様子が伺える。

第5章では、1次調査回答者のうち2次面接調査を受諾した人の事例と日記を中心に考察している。2次面接調査を通じて、1次調査の結果分析だけでは把握できなかった生活問題の構造が明確になっている。事例の生活歴や生活状況を把握する中で、学

校教育や地域の文化活動への参加を通じて文化を楽しむ力を育てていくことの重要性がわかる。さらには、それが現在の文化的な欲求水準を規定すると考える。

\*\*

第2部では、2つの調査結果をもとにしながら、「健康で文化的な生活」を実現するために何が必要かを論じている。

まず、第6章は憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」の「文化」に焦点を当て、「文化権」の理念と憲法第25条の関係について述べている。さらに、戦後、最低限度の生活を保障することが国の責務として議論される中で、憲法第25条1項に「文化」が含まれた過程について考察している。

第7章は、29の地裁で生活保護基準の引き下げ処分を取り消しを求める裁判が起きている中、裁判所の「貧困観」について取り上げている。また、生活扶助基準の引き下げが違法であると判断した大阪地裁の判決と他判決との違いを検討している。大阪地裁は、2013年からの引き下げを、「最低限度の生活の具体化に係る判断の過程や手続きに過誤、欠落がある」と判断している。さらに、全生連の調査から、生活保護水準未満世帯の食生活や旅行、休日の過ごし方から、社会的に排除されている生活の実態を明らかにしている。

第8章では、「国民1人当たり社会支出」の指標を用いて、日本の社会保障のレベルを他の先進国と比較し、高齢者優遇の社会保障政策と主張する政府の見解に対して検証を行っている。貧困との関連性が強い社会支出分野の低位性、現役世帯に対する低給付による結果を、高齢者優遇政策のように見せかけていることが示された。

第9章は、フランスにおける子ども家庭福祉政策、子どもと文化政策、移民や難民の子どもたちへの支援について検討している。フランスの子ども家庭福祉においては、「親をすることへの支援」という概念がもっとも特徴的といえる。「子どもをケアするためには親を支える」というフランスの実践は、日本にとっても有益な示唆を与える。また、フランスの

文化政策においては、刑務所で美術館の出張展示が行われている事例を通じて、国民誰もが「文化」を享有できるように支援しているフランス政府の積極的な姿勢が示された。

第10章は、非正規雇用労働者が激増しており、正規労働者においても賃金の低迷が続いている状況で、本書が「健康で文化的な生活」を問う意味について検討している。長期にわたる賃金の下落により労働者の消費生活が委縮されていくなか、「健康」と「文化」という2つのキーワードにより労働者の生活構造を把握することで、実生活と「健康で文化的な生活」との乖離に気づくことができると考える。

### 本書の意義と課題

ここでは、本書の持つ意義と課題について考えた。

本書は、まず、「健康で文化的な生活」調査を通じて、「健康で文化的な生活」とは何かを人々に考えさせている。2つの調査へ参加した回答者だけでなく、本書を読む中で「健康で文化的な生活」とは何かという問いに向き合うことになる。それぞれが望む「健康で文化的な生活」を一律的に規定することはできないが、「健康で文化的な生活」を実現するためには、経済的な保障を含め様々な支援と保障が前提条件であることを示している。

また、本書は、大阪地裁の判決の意義と他判決との比較を通じて、憲法が保障する「健康で文化的な生活」とは何かを明らかにしている。2013年から行われた生活保護基準の引き下げの取り消しを求める裁判が29の地裁で起きている中、大阪地裁が「引き下げの判断過程や手続きに過誤や欠落があり違法」とする判決を言い渡した。大阪地裁の判決以降、2022年5月の熊本地裁の裁判、同年6月の東京地裁の裁判、同年10月の横浜地裁の裁判で、大阪地裁の判決と同じく、国が行った生活保護基準の引き下げ決定を取り消す判決が下された。生活保護基準は非課税の基準、最低賃金制度等に連動・参照されているため、市民生活の基盤になるものである。「健康で文化的な生活」は何かを考えるに当たって、こ

れらの判決が持つ意味は大きいと考える。

さらに、フランスにおける子ども家庭福祉政策と文化政策を考察することで、日本の教育や文化政策の現状が浮き彫りになった。フランスの教育政策や文化政策と日本の政策がどれほどかけ離れているかは、日本における外国人の子どもの就学状況をみると明らかである。

2019年に文部科学省が発表した「外国人の子供の就学状況等調査結果」を見ると、住民基本台帳上就学年齢にあたる外国人の子供も123,830人のうち、不就学の可能性があると考えられる外国人の子供も19,471人である。フランスでは未成年の難民や移民にも、フランスにいる子どもと同じ権利が与えられていることを考えると、日本の教育政策や文化政策に対する国の姿勢そのものが問われるのではない。こうした意義を含めて、本書を、私たちが「健康で文化的な生活」を送るために「今」何が必要かを考えるきっかけとして、社会福祉を専攻する学生や研究者だけでなく広く一般にも勧めたい。

一方で、本書は両調査の回答者の多くが高齢者であるため、若年層や子どもにおける「健康で文化的な生活」に対する考えを明らかにするには限界があった。長引くコロナ禍に加え、物価高騰の状況は、私たちの生活をより厳しいものにしていく。しかしながら、このような状況は一時的なものではなく、国の労働政策と社会保障政策が非正規労働者化と労働者の貧困化を招いた結果ともいえる。特に、非正規労働者化がより進んでいる若年女性の生活困難状況はより深刻である。

このような状況で、これらの世代にとって「健康で文化的な生活」とは何かを明らかにする研究課題は、後進が今後取り組むべき課題として残されている。

### 【参考文献】

文部科学省（2019）『外国人の子供の就学状況等調査結果』

（ぱくいんすく / 大谷大学・龍谷大学非常勤講師）

## 『総合社会福祉研究』発行の目的

社会福祉、社会保障の理論研究の発展に積極的な役割を果たすため、研究所事業の一環として、『総合社会福祉研究』（研究紀要）を発行する。

この紀要は以下の性格を有する。

- ①勤労者、国民の立場に立った社会福祉、社会保障のあり方を真摯に追究する研究発表の場とする。
- ②研究の今日的到達点が反映されている理論誌とする。
- ③掲載論文は、基礎理論的な論稿、および時論を扱ったものでも理論的に深めた論稿を重視する。
- ④社会福祉、社会保障に関する内外の研究情報を紹介する。
- ⑤若手研究者、大学院生に研究発表の場を提供するとともに、若手研究者の研究交流の場ともする。
- ⑥必要な場合は学会や福祉関係者に問題提起をし、討論を呼びかける。

## 投 稿 規 定

1. 投 稿 者 投稿者（共同執筆論文の場合は、代表執筆者）は、原則として当研究所の個人会員・賛助会員に限ります。ただし、非会員の投稿も受け付けますが、投稿時における当研究所への入会を条件とします。  
※非会員の方は、入会手続きを完了（会費納入）した上で、投稿をしてください。
2. 内 容 社会保障、社会福祉およびそれらの関連分野に関する研究論文、調査報告、実践報告などで未発表のもの。
3. 原稿枚数 400字詰原稿用紙40枚以内
4. 採 否 編集委員会で決定します。
5. 締 切 5月15日及び11月15日の年2回。
6. 注意事項
  - ・応募の際、原稿の表紙に①タイトル②氏名（ふりがな）③連絡先（住所、電話番号、職業、所属）を明記して下さい。
  - ・グループによる共同研究の場合は、メンバー及び代表執筆者を明示してください。
  - ・投稿された原稿は返却いたしませんのでご了承ください。
  - ・投稿原稿の採否については、編集委員の中から選出されたレフェリーのコメントに基づき編集委員会において決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。また、不採用の場合も投稿者それぞれにコメントをいたします。

## 紀要編集委員

石倉康次（立命館大学特任教授）

長友薫輝（佛教大学准教授）

垣内国光（明星大学名誉教授）

志藤修史（大谷大学教授）

河合克義（明治学院大学名誉教授）

濱畑芳和（立正大学教授）

藤松素子（佛教大学教授）

山本 忠（立命館大学教授）



## ●編集後記●

今号の特集は、第27回社会福祉研究交流集会 in 愛知「ケアを社会の柱に！ 平和を社会の基礎に！～いまこそ、世代も分野も超えて～」で報告された内容を収録した。

27回研究交流集会は、2019年からはじまった新型コロナウイルス感染症がまだ収束の兆しが見えないなかでの開催となり、参加はオンライン形式のみとなった。いっぽうで、集会の中身については、とても素晴らしかった。特集のシンポジウムをお読みいただければわかるように、実践に基づいた現場からの報告が3本（深水高雪氏：かわらまち夜間保育園、久納満喜氏：名古屋キリスト教社会館、濱田康作氏：さくらんぼの会）。その後、竹端寛氏（兵庫県立大学）とシンポジストとの掛け合いのなかで、寄り添うとはなにか、福祉労働に潜むパターンリズムについて考えることができた。

後に収録されている、竹端寛氏の基調講演では、効率性を重視する社会からケア中心の社会への転換が必要だということが示されている。現代社会において、ともすればわれわれはさまざまな領域において、無意識のうちに効率性を求めてしまう。氏の基調講演をお読みいただければ、そうした効率性偏重の背景に男性中心主義や生産性至上主義があることがみえてくる。非常に示唆に富む講演内容だった。ぜひシンポジウムと基調講演をあわせて読んでいただきたい。

**総合社会福祉研究 53号** 2023年3月15日発行

編集・発行 総合社会福祉研究所

〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12

電話 06-6779-4894 FAX 06-6779-4895

E-mail: mail@sosyaken.jp